1．10．4　電気・電子製品における市場調査結果及び サンプル試験から得られた知見

1）偽ないし紛らわしい表示

・市場調査やＳＡＳＯラボでの試験で明らかなように、パッケージの形状或いは製品自体を真似し、原産地やブランド名の誤解を招くような表示を行っている製品が市場に数多く見られる。図 1.10.4 -1 に紛らわしい表示の例を示す。

図 1.10.4 -1　紛らわしい表示の例

・特に原産地国の表示は適切でない。有名ブランドの製品が海外の工場から出荷されるとき、そのブランド名は大きく書かれ（例えばSONY）、原産地国は小さく書かれる（例えばMade in Malaysia）。製品の中には原産地国を本体にではなく包装箱の上にシールを貼って表示してあるものがある。シールが簡単に剥がれてしまう場合がある。店員は売るときに盛んにブランド名を強調する。

・製品の中には有名ブランド製品のブランド名、色、外観と全く同じか似せて製作されたものがある（例えば"interNATIONAL," "Sunny," "Designed in Japan"）。ある店で"Made in Japanというシールの貼ってある、作りのいかにも悪そうな電気スタンドの原産地国を店員に尋ねたところ、日本製だという。実際はどうかと聞くと、中国製かもしれないが "Made in Japan"と書いてあるから日本製として売っているのだという。

・間違った表示や品質の劣った製品による被害者は、消費者だけでなく良心的な国内メーカも同じである。大・中規模の照明器具製造会社２社を訪問したが、両社ともある国内メーカが品質の劣る製品を安く売って不当にシェアーを奪っていると不満を述べていた。40W の蛍光燈を26リアルで売っているものをその国内メーカーは16リアルで売っているとのこと。前２社はいずれもバラストをドイツから買っている、日本製は高過ぎて価格競争力が弱くなるとのこと、しかるに安売りしている国内メーカーのバラストには "Made in Japan"というシールが貼ってある。前２社のうちの１社が競合している国内メーカーのバラスト６セットを市場で買って試験したところ、いずれも40W 定格のものが 21～33W で、IEC が定める最低要求条件92.5% ×40W = 37W を大きく下回っている。それらのバラストには "Made in Japan" というシールが貼ってあるが、簡単に剥がすことができ、恐らく日本製ではないと思われる。

図1.10.4-2にバラストに貼られていたシールの例を示す。
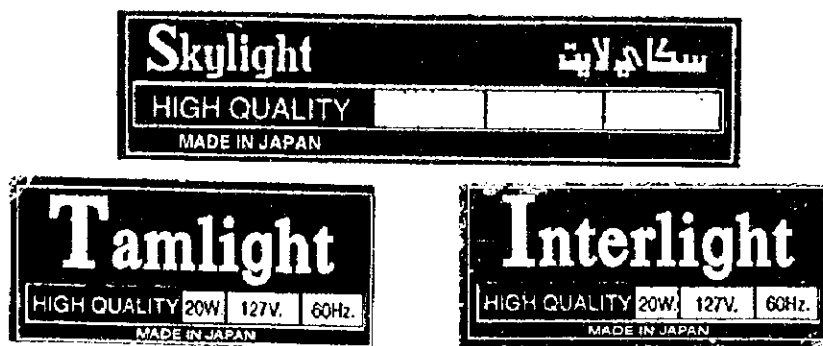
図 1.10.4 -2 バラストに貼られていたシール

・JETでの試験結果に見られるように、試験をした殆どのプラグがその形状または寸法においてSSAに合致していない。製品の中にはその定格電流に対して断面積が不足している電源コードを付けているものがある。Annex 1.6.1 試験結果（電気・電子製品）を参照のこと。表1.10.4-1は問題点と要因を要約したものである。

表 1.10.4 -1 問題点と要因（表示）

問　　題	原　　因
原産地国、商標、定格に関する誤り、不正表示	a) 一部輸入業者の取り扱い製品に対する責任感の欠如 b) 消費者が製品を購入する際にラベルを信用し、それが本当か、製品の品質が良いかを確かめようとしない

2）保証

・小規模の店で売られている殆どの製品には保証書がなく、店も保証をしない。顧客もそれを承知で買っている。

3）取扱説明書

・試験用に購入したサンプルに付属している取扱説明書は殆どアラビア語でなく英語で書かれていた。しかしながら、そのような安い製品を買う人たちが英語の取扱説明書を読み、使い方や保守の仕方を理解できるのか甚だ疑問である。「取扱説明書はアラビア語で記述されなければならない」とSSAは規定している。チームが訪問した空調メーカーの取扱説明書は英語・アラビア語の両方で書かれ、製品に付いての詳細な説明がしてあった。

表 1.10.4-2 は問題点と要因を要約したものである。

表 1.10.4-2 問題点と要因（取扱説明書）

問　題　点	原　　因
取扱説明書がアラビア語でなく英語で書かれているものが多い	製造者、輸入業者、流通業者、消費者が取扱説明書にあまり関心を払わない

4） 127V と220Vの二つの電圧間の誤用

電圧の誤用は、例外的なことではなく一般によく起こっていることである。

・ＧＳＭＯが発行している季刊誌「The Consumer」は、消費者が製品を買うときその製品が 127V用なのか 220V 用なのかよく確かめるよう、また電圧を間違って使うと製品を損傷してしまうと警告する記事を繰り返し載せている。このことは電圧の誤用がしばしば起っていることを物語っている。

・チームが大手の輸入兼販売業者と懇談した際、電圧を間違って使い真空掃除機やその他の機器のヒューズを飛ばしモーターを損傷してしまう例が数多く見られ、もしこれがなくなれば家庭用電気機器にまつわる事故は半減するだろうという話を聞いた。

・上記大手の輸入兼販売業者の一つが扱っているハイテク製品例えばビデオやテレビなどは127Vでも220Vでも使える仕様になっているが、空調機や冷蔵庫などはそのような仕様になっていない。

・「２電圧システムとその接続器具に関するＳＡＳＯ職員に対するアンケート」（以下「アンケート」と呼ぶ）は屋内配線と接続器具の実態を調べるため実施した。回答数は全部で19であった。この「アンケート」で得られたデータはチームにとって貴重なものであったが、同時にＳＡＳＯにとっても貴重なものになったことと思う。それによると１９人の内の８人（42％ ）が電圧を間違って使用したことがあり、さらにその８人の内の６人（75%）が損傷した製品を修理に出さなければならなかったということである。 Annex 1.5 SASO職員に対するアンケートを参照のこと。

・電圧の誤用は、消費者の不注意とならびに以下に述べる２電圧システムおよびその接続器具と密接な関係がある。

5） ２電圧システムおよびその接続器具

・それぞれの消費者の家庭に３相４線で60Hz 127/220V が供給されている。この電圧システムに対応するため製品の中には製品の外部に127/220Vの切替えスイッチを設けているものが有り、これが電圧の誤用を引き起こす原因ともなっている。

・「アンケート」によると回答した19人の内２人が 110V 、17人が 127V 、 18 人が 220V 電源を持ち、１ 人は全く220V電源を持っていなかった。Annex 表1.5.1-1 を参照のこと。

・「アンケート」によるとＳＳＡに適合しない127V用のアウトレットを備えている者は

回答があった全体の６３％（12/19)であった。

ＳＳＡに適合しないアウトレットは、127V用が２丸ピンタイプ(B)、３ピンタイプ(D)および英国タイプ(E)であり、220V用は２平形ピンタイプ(A)および３ピンタイプ(D)である。

３ピンタイプ(D)が220V用に使用されている例および英国タイプ(E)が127V用に使用されている例がそれぞれ４例あった。

１つの例ではあるが、英国タイプのアウトレット(E)しか設けられてなく、それが127V、220Vの両方に使用されていた。図1.10.4-3およびAnnex の表1.5.1-2 を参照のこと。
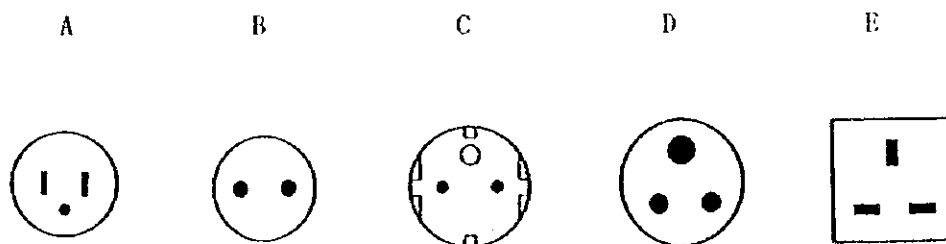
図 1.10.4 -3 色々な形状のアウトレット

・製品に用いられている電源プラグの多くは、ＳＳＡに適合しない２丸ピンタイプである（SSA 444/1985家庭用および同様な一般用途用プラグおよびソケット・アウトレット）。220V定格の製品のなかには、127V用にしか認められていないプラグを備えているものがあった。

・「アンケート」によると多くの製品がＳＳＡに規定されていないプラグを用い、なおかつ２丸ピンプラグが製品の定格電圧に関係なく広く使用されていることがわかる。Annex の表1.5.1-3, -4および-5を参照のこと。

ＳＳＡに適合しないプラグに対応するため、各種の接続用アダプターが市場に出回っており、このことが 127V と220Vとの間で電圧を間違える原因にもなっている。図1.10.4-4は様々な形状のプラグを示す。
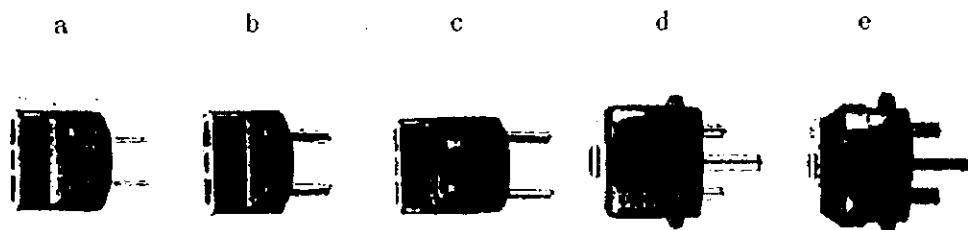
図 1.10.4 -4 様々な形状のプラグ

・「アンケート」によると19人の内10人(53%)は接続用アダプターを使用し、19人の内

13人（68%）は製品に付いているプラグを市場で買い求めた他のプラグに交換している。このことは、多くの製品が直接にはアウトレットに接続できないことを物語っている。表 1.10.4-3 は問題点と要因を要約したものである。

表 1.10.4 -3　問題点と要因（127Vと 220V との間の電圧の誤用）

問　題　点	原　　　　因
電圧　１２７Ｖと２２０Ｖの誤用	1)　基本的な原因は２電圧システムである。 2)　127Vと220V両方に接続出来るアウトレット、プラグ、接続用アダプターが多い 3)　２電圧システムそのものと消費者の不注意による誤接続

６）劣悪な屋内配線

劣悪な屋内配線が数多く見られ、それが火災の主要な原因の１つになっている。

・ＧＳＭＯが発行する季刊誌「The Consumer」の記事によれば、表 1.10.4-4 に示すようなよくある間違いを繰り返し指摘している。またこのような間違いが多くの火事を引き起こす原因にもなると注意を促している。次に掲げる項目の内 a), b), e) および f) は劣悪な屋内配線によるものである。

表 1.10.4 -4　電源および家庭用電気器具を使用する際よくある間違い

a)　不適切な断面積の電線の使用
b)　大容量機器に対する不適切な電線、ヒューズの使用
c)　低品質、低機能の延長コードの使用
d)　１２７Ｖ、２２０Ｖの誤用
e)　不適切なヒューズや開閉器の使用
f)　不適切な接地

・Civil Defense が提供した資料によれば、分電箱および配線に起因する火災は 1,073 件あり、1.10.1の図 1.10.1-2 のように分類される。表 1.10.4-5 は問題点と要因を要約したものである。

表 1.10.4 -5　問題点と要因（劣悪な屋内配線）

問　題　点	原　　　　因
1)　アウトレットとプラグの接触不良による電気火花、火災	1)　品質不良のアウトレット、プラグが市場に売られている
2)　電気製品に関係した火災	2)　不適切な電線の使用
3)　屋内配線不良の多さ	3)　屋内配線に対するＳＳＡが不十分で規制も不十分

7）電圧変動

・「アンケート」で、ＳＡＳＯの職員に、127Vおよび 220V 電源についてそれぞれの電圧を朝、昼、晩の１日３回測定してもらい、住居の地域も記入してもらった。測定値は裕度(127V ±5%, 220V±5%) 内にあり、電圧変動は問題ないことがわかった。Annex の表1.5.1-6 「住居における電圧の測定値」を参照のこと。

8）家庭用電気機器の使用方法に起因する故障および苦情

・「アンケート」によれば、回答者の42%の人が家庭用電気機器を電源につなぐときに電圧を間違えた経験が有り、その内の75%の人が製品を修理してもらったと言っている。 Annex 1.5.1 のQ-6 を参照のこと。

・電圧を間違えてつないだため真空掃除機のモーターを損傷した。(N総代理店)

・真空掃除機のフィルターを取り替えなかったため、モーターを損傷した。(A総代理店)

・プラグの差し込みが悪く火花が発生し大電流が流れ、冷蔵庫やエアコンのコンプレッサーが損傷した。(N総代理店)

・冷蔵庫やエアコンをスイッチ遮断後直ちに起動したためガス圧が上昇しコンプレッサーが損傷した。(N総代理店)

・エアコンに対し設置場所を誤ったためコンプレッサーが過熱した。(N総代理店)

・エアコンで壁に近接して設置し吹出し風を壁に向けて運転、そのため壁面が冷やされ結露を生じた。(S空調メーカー)

9）その他

・湿度によりＶＴＲが機械的な不具合を生じた。(N総代理店)

・海岸部では塩害があり、また海岸部でなくても年に数回ある砂嵐の塩分を含んだ砂塵により板金部分の外観寿命が短い。 (S 空調メーカー)

１．１０．５　タイヤにおける市場調査及びサンプル試験から得られた知見

市場調査及びサンプル試験の結果によれば、タイヤトラブルの大きな原因はユーザーによる不適切な使用と消費者への不充分な教育によるものである。

タイヤの問題点とこれらの原因は下記の通りである。

1）タイヤの品質

a) 新品タイヤ

新品タイヤは全て輸入されたものでICCPのもとで検査されている。市場で売られている大部分のタイヤはＳＳＡに適合している。調査団は市場から世評が低くかつ低価格の２種のサンプルタイヤを購入し、ＳＡＳＯラボで試験した。これら２種のタイヤは平均的な世評のタイヤよりも性能がやや劣っているものの、ＳＳＡには合格していることが判明した。(ANNEX 1.6.2参照)

b)再生タイヤ

現在、再生タイヤの使用はサウジ・アラビアでは限定されている。輸入量は非常に少なく、国内生産も主にトラック・バス用の３社のみである。
調査団はリヤドにある１社を訪問した。そこの生産工程管理及び品質管理は非常に良く行われている。

再生タイヤはサウジ・アラビアにおいても特別の注意の下に使用さるべきである。その理由は再生タイヤの品質保証は非常に困難であり、また、多くの国では再生タイヤの使用において、何らかの制限を設けているからである。

1997 年に再生タイヤのＳＳＡが制定された。近い将来に乗用車用、トラック・バス用の再生タイヤは新ＳＳＡの下でより自由に輸入、生産できるようになる可能性がある。

c)　中古タイヤ

市場で、多くはないが中古タイヤが売られていることは安全運転の見地から好ましくない。

タイヤの品質についての問題点とその原因を表1.10.5-1に示す。

表 1.10.5 -1　タイヤ品質の問題点とその原因

問　題　点	原　　　因
近い将来に再生タイヤは輸入また国産が可能である。乗用車とバスへの再生タイヤの使用は好ましくない。	新しく制定されたＳＳＡ規格にサウディ・アラビアの気候や社会環境が良く反映されていない。

２）消費者教育

a)　表示と使用説明書

①　タイヤはアラビア語の使用説明書が無いままに販売されている。

②　性能及び製造の記録はタイヤの側面へ表示されている。しかしながらタイヤ側面の数字やシンボルマークはユーザにとって理解することが困難である。

b)　タイヤの適切な保守と使用

自家用乗用車タイヤの大部分は下記の点において保守と適正な使用法について充分な注意が払われていない。

①タイヤ内圧は規定値より低い

低圧で連続高速運転はタイヤの過剰な発熱を生じてタイヤのトラブルとなる。

②タイヤの取付け位置交換をしない

定期的なタイヤ取付け位置交換は異常摩耗を防止することができる。

③タイヤの残溝深さの確認が行われていない。

c) 教育

小売商は客へ必要な情報を与えていない。多くの客は適切なタイヤの選択と適切な使用法に付いての知識が充分ではない。

消費者教育についての問題点とその原因を表1.10.5 -2 に示す。

表 1.10.5 -2 消費者教育の問題点とその原因

問題点	原因
1)タイヤの使用法と保守が悪い。	1) 運転者への教育不足
2)小売業者は顧客に必要な情報を与えていない。	2) 小売業者への教育不足と顧客に必要な情報を開示させる当局の指導不足。 使用説明書の不添付

3) タイヤの小売

a) 小売店のタイヤ保管

タイヤは変形や劣化を防止する為に適切な保管をしなければならない。しかしながら多くの小売店では不適切な環境と方法で保管されている。ＳＳＡ規定はタイヤ保管についていろいろと要求しているが多くの小売商はＳＳＡに準拠していないし、ＳＳＡは倉庫での過剰な数の横積みを禁止していない。

b) 中古タイヤの販売

現在、中古タイヤの輸入は認可されていないが、これらの販売は禁止されていない。中古タイヤは実効ある品質保証が出来ないので販売する事は好ましくない。そして運転中のタイヤトラブルの原因となる。

タイヤ小売での問題点とその原因は表1.10.5-3に示す。

表 1.10.5 -3 タイヤ小売での問題点とその原因

問題点	原因
1)タイヤの保管方法が不適切	1) ＳＳＡは不十分であり且つ適用されていない
2)中古タイヤの販売	2) 規制する法律又は規則の欠如

4）ＳＡＳＯラボのタイヤテストの問題点

ＳＡＳＯラボのスタッフと共同で行ったサンプルテストと再生タイヤ評価方法の技術移転の過程でＳＡＳＯラボはタイヤテストのための試験機とその技術の強化が必要であることが判明した。

試験機と試験項目の増加、試験技術の改善については、本報告書の3.7.4 の内容を参照のこと。

１．１０．６　繊維製品における市場調査及びサンプル検査から得られた知見

市場調査と市場で購入したサンプル検査から得た問題点を以下に述べる。

１）　不当表示及び表示不備

ＭＯＣの話によると、10年前に行っていたＭＯＣにおける検査においても繊維組成の不当表示が多発していた。現在も模造品、偽物を含めた不当表示品、表示不備品がサウディ・アラビア市場に多数流通している。その背景には日本製品、アメリカ製品、ヨーロッパ製品、絹製品、高品質ポリエステル等の特定の原産国製品、特定の素材使用製品が市場にて高額取引されている事があげられる。特に、例えば下げ札（製品に付けられている紙ラベル）にMade in USA 、縫い付け表示（製品に縫い付けられている表示）にMade in China と原産国を二重に表示している製品、女性用衣装アバヤなどの民族衣装において組成、取扱い、原産国についての表示がされていない製品や組成、原産国についての表示がされていない絹の反物が多数市場調査の際に見受けられた。

サンプル検査を実施するために購入したアバヤも表示がなく販売員からの店頭での説明において「絹100 %、素材は日本製，取扱い方法は手洗い又はドライクリーニング」と本来表示されるべき事柄の情報を得た。しかし、サンプル検査の結果から繊維組成は絹100 %ではなくポリエステル100 %であることが判明した。また、5 種類の絹100 %生地購入サンプル検査においても同様な結果であった。Annex 1.6.3. Test report (Textile product) 参照

原産国、繊維組成について表示されていない場合、消費者は販売員の説明を信じざるを得ない。その結果，偽った商品の流通を誘発してしまい問題である。

表示についての主な問題と要因を表1.10.6 -1 に、サウディアラビアにおけるポリエステル反物の表示例の写真を図1.10.6 -1 に示す。

表 1.10.6 -1　表示についての問題と要因

問　題　点	原　因
不当表示、表示不備の繊維製品が．多数流通している。特に絹製品の反物や製品に多い。	a)　繊維製品の輸入に際して繊維組成証明書の提出は必要とされていない。 b)　市場査察は行われていない。 c)　モラルの低い輸入業者も存在する。 d)　原産国や繊維組成が表示されていない絹反物が多数流通している。

図1.10.6 -1 における写真は、サウディ・アラビアにおけるポリエステル反物の繊維組成及び原産国の表示例である。縮反物の規格ＳＳＡ７８４／１９９４において「繊維組成および原産国は目立つ位置に表示すること。」と定められていて具体的な表示位置は定められていない。図1.10.6 -1 の反物はＳＳＡ７８４／１９９４の要求事項に基づいて表示されている。繊維組成および原産国は反物の巻き終わりに表示されていて市場に流通している反物の多くが同様であった。しかしながら、反物の巻き終わりに表示した場合には反物を切り売りするため表示箇所が売れてしまうと次の購入者は繊維組成及び原産国に関する情報を販売員から口頭にて得ることになる。その結果、偽った商品のの流通を誘発してしまう。
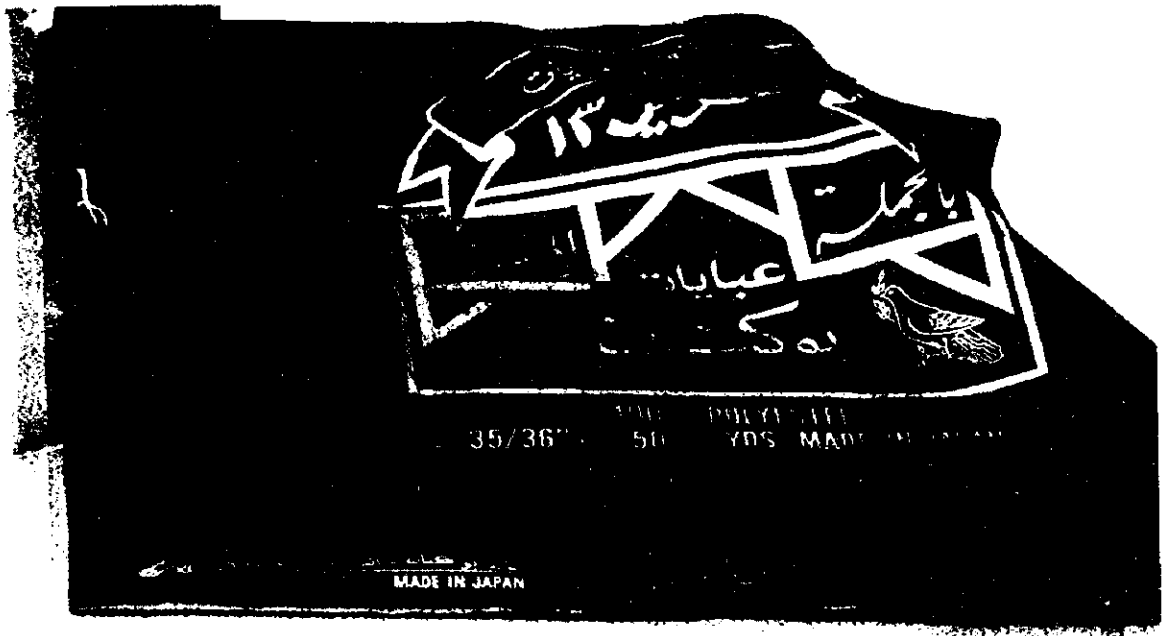
図 1.10.6 -1 サウディアラビアにおけるポリエステル反物の表示例の写真

2）品質管理

サウディ・アラビアにおける繊維製品関連企業において、品質管理部署を設け自主的に品質管理を行っている企業は一部を除いてほとんど見受けられなかった。自社で取り扱っている商品の品質検査を行っていないため、消費者からの洗濯後の変色、縮みについての苦情を受けたり、不当表示品や表示不備品を取り扱ってしまうことになる。

綿１００％紳士肌着のサンプル検査において洗濯後、着丈14.3%（9.7cm ）にもおよぶ収縮があった。洗濯後収縮率不良やＳＡＳＯの要求を満たしていない堅牢度試験結果についてもこれらは品質管理を行っていないために生じた事である。Annex 1.6.3.Test report(Textile product)参照

品質管理についての主な問題と要因を表1.10.6.-2 に示す。

表 1.10.6 -2 品質管理についての問題と要因

問　題　点	原　　因
1) 変色や縮みについての消費者苦情がある。	a) 多くの輸入業者、小売業者は品質管理を行っていない。 b) 多くの店舗は品質に対する認識がない c) 殆どの輸入業者や小売業者は契約前に納入者に対して試験報告書を要求しない。
2）いくつかの国内製造業者は品質管理を行っていない。	市場に低価格商品が多数流通しているため品質管理を行っている良識ある製造業者は生産原価が上がり価格競争ができない。

3） 安全性

a) 皮膚障害

日本のホルムアルデヒド規制を代表とする「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」やドイツの法律「家庭用殺虫剤及び衣料用繊維製品中の色素に関する新しい政令」などに見られるような皮膚障害を誘発する有害物質の使用規制を定める法律や規格（ＳＳＡ）はサウディ・アラビアには制定されていない。また、特に肌が弱く有害物質から守る対象である乳児用品の規格や着用時に直接肌に触れる下着類の規　格はＳＳＡに制定されていない。

サンプル検査品からホルムアルデヒドの問題は生じなかったが皮膚障害を誘発する有害物質の使用規制を定める法律や規格を制定する必要がある。Annex 1.6.3. Test report (Textile product)参照

b) 防炎性

ＳＳＡにはテントに対する防炎性の規格（SSA645/1994）があり、1997年のメッカにおける多数の死傷者を伴ったテント火災の教訓からも現在ＳＡＳＯにおいて試験を強化している。しかしながら流通している全てのテントについて品質確認の実施を徹底出来ていないのが現状である。

Civil Defense Law にはテントの防炎性に対する要求事項のみ規定されているが、カーテン、カーペットについては規定されていない。さらに、Civil Defense Law には日本における消防法のように「ホテル、病院その他、政令で定める防火対象区域において使用する防炎対象品目は政令で定める基準以上の防炎性能を有するもの

でなければならない。」と防火対象区域および防炎対象品目を定めていないため、企業からの自主的検査依頼及び省庁からの依頼をＳＡＳＯが処理しているだけで国家として法体系を作り徹底していくような動きは残念ながらまだ無い。

防炎加工テント生地のサンプル検査結果はＳＳＡに適合していた。Annex 1.6.3. Test report (Textile product)参照

安全性についての主な問題と要因を表1.10.6.-3 に示す。

表 1.10.6 -3　安全性についての問題と要因

問　題　点	原　　因
1)　有害物質に関する規制や規格(SSA)が制定されていない。	ＭＯＨには規制の計画は無い。
2)　防炎性 a) Civil Defense Law は防火対象建物および防炎対象品目を定めていない b) 防炎対象品目に対する規格 (SSA) は不十分である。 c) 防炎加工と偽ったテント用生地が市場に出回っている。	・ Civil Defenceは防炎対象品目に関する規制拡大を検討中である。 ・ Civil Defense Law はテントの防炎性に対する要求事項のみ規定されている。 ・いくつかの輸入業者は強制規格であるＳＳＡに従っていない。 ・防炎加工品を輸入する際に防炎性に関する確認検査は行っていない。

１．１１　消費者教育

消費者教育は、学校や政府機関で実施されている。しかし市場における消費生活の現状を見ると決して十分とは言えない。サウディ・アラビアの消費者は、消費生活において未成熟である。
1.11.1. に学校教育の現状を記し、 1.11.2. に政府機関による消費者教育の現状を記す。

１．１１．１　学校教育

１）消費者教育（一般）

ＭＯＥは、カリキュラムに従って、初等・中等学校の生徒に消費生活に関する、基礎的な知識を与えている。初等学校では電気の危険性、例えば充電部に近づくこと、浴槽の中にいながらスイッチに触れるなどの危険及び交通信号や道路で遊ぶなどの交通規則を教えている。中等学校では消火器の取り扱い方などの基礎教育を授けている。

２）電気・電子製品に関する消費者教育

学校では電気に関する危険性については良く教えられているが、家庭用電気製品の使い方の様な実際の日常生活においての追加的知識が必要である。従って、もっと沢山の消費者情報が要求される。

３）タイヤに関する消費者教育

タイヤに関する消費者教育は、学校では行われていないが、サウジ・アラビアにおけるタイヤに起因する交通事故の多いこと、かつ、日常生活においてサウジ・アラビアの男性は自動車を運転しなければならないことを考慮すれば、高等学校で適切なタイヤの使用、保守方法を教えることが必要である。

４）繊維製品に関する教育

女性に対して、学校で繊維製品に関して基礎的な教育が施されている。しかし、一般のサウディ・アラビアの消費者は、繊維の組成に関してや、値段と繊維製品の品質との適正なバランスについての十分な知識を持っていない。

５）子供の家庭教育

家庭教育について言えば、典型的なサウディ・アラビアの家庭では、一般に家長（男性）が商品を購入する。家長は比較的高い教育を受けていて、商品の適切な選択の為の能力は持ち合わせている。しかし、サウディ・アラビアでの急速な近代化や、種々の機能・性能を持った輸入製品、原産国の変化及び工業発展に伴う輸出国の変化の故に、流通業者と同様、消費者もこれらの変化には付いて行く事が出来ないでいる。

１．１１．２　政府機関による消費者教育

１）Traffic Police及びCivil Defense による消費者教育

サウディ・アラビアにおいては怪我や財産の損害と同様、火災や交通事故及び他の事故は 1.10.で述べた様に増加している。交通事故を予防するためにTraffic Policeは精力的に、種々の材料を用意し、学校教育、ドライバー教育並びに様々な交通安全活動を実施している。例えばタイヤ空気圧に関するパンフレットを雑誌「Consumer」と共に配布した。これはドライバーにとって非常に有用な情報である。しかし、数や頻度が限られており、交通事故の増加に照らしタイヤの適切な使用についてもっと頻繁にキャンペーンを実施することが必要である。 Civil Defenseも火災予防のためにTraffic Policeとほぼ同様な活動を行なっている。

更に効率的な消費者教育の為に、ＳＡＳＯを含む関係省庁の共同作業が必要である。

テレビ、新聞、雑誌等のメディアの包括的な使用や、関係する規格の制定や改定、認証、現場での市場査察及び管理の様な包括的な手段が、統合的な戦略の下に実施されなければならない。

２）　ＳＡＳＯにおける消費者教育

a)　広報と新聞発表

ＳＡＳＯは、新聞に報道記事を出したり、展示会、セミナーやテレビプログラムを通じて広報活動や消費者教育を精力的に行なっている。

b)　雑誌「Consumer」

ＧＳＭＯは、実際はＳＡＳＯによって取仕切られているが、消費者教育や消費者保護の為に１９９３年から季刊雑誌「The Consumer」を出版している。ＳＡＳＯは、主要な消費者保護活動の一環として、その雑誌を消費者の為に更に有用なものにしたいと考えている。しかし、ＧＣＣを含む政府機関に3,000 部、書店を通じて市販9,000 部と言う現在の頒布数では、サウジ・アラビアの約２８０万世帯と言う数と比較してあまりにも少ない。書店を通じて現在の１０倍の頒布数が目標として相応しいと思われる。

（月刊でなく）季刊と言うこと、政府機関の発行と言う事で内容においてある程度の制約を持っていること、および、消費者教育とＧＳＭＯ活動のレポートと言う二面性をもつことが頒布数の拡大の妨げになっている。

３）消費者支援機関における消費者教育

サウディ・アラビアには、消費者を代表する消費者支援機関がない。消費者の立場からの消費者教育は必要不可欠なものであるから、多くの国は消費者支援機関を持っている。

１．１２　第１章における問題点とそれらの要因のまとめ

本章の問題点と要因は表1.12.1にまとめられており，また詳細調査のための各製品グループの主な課題は，表1.12.2-1～1.12.2-3にリストアップされている。

１．１２．１　第１章における問題点とそれらの要因のまとめ

問題点とそれらの要因は以下の頁の表1.12.1-1に示す。

１．１２．２　詳細調査対象の各製品グループの主な課題

各製品グループの主な課題と問題点，およびそれらの要因は、電気・電子製品についてば表1.12.2-1、タイヤについては表1.12.2-2、繊維製品については表1.12.2-3に述べられている。

表1.12.1-1(1/3)　第１章の問題点とそれらの要因（その１）

問　題　点	要　因
1.　全体的消費者保護施策と関連法規	
1)　消費者の安全保護の基本法の欠如	現段階ではそのコンセプトは M11に含まれていると考えられている。
2)　全国規模の消費者保護政策と関連政府機関の協調的実施への指針の欠如	消費者保護基本法がないので，政府，企業および消費者の責任が不明確となり，責任意識も薄くなっている。関連政府機関を統括する中央機能がない。
3)　現在の法システムでは製品の安全性は完全に保証されていない。	ＳＳＡに対する適合性だけが強制となっているだけである。
4)　適正な屋内配線の実施に関する規格や規則が，有効な実施のためのシステムとして完成途上である。	関連するＳＳＡの執行は不十分であり，現行の規則は全体をカバーしていない。
2.　消費者の人身事故，損傷や苦情の情報システム	
1)　火災や交通事故に関する検索可能なシステムが効率的でない。	事故の要因の解析が不十分である。
2)　消費者の苦情や商業上の紛争に関するデータ収集や解析システムが構築されていない。	現段階では，調停による解決がＭＯＣの主な業務であり，統計的データに基づいたよりよい消費者保護への意識が低い。
3.　国産品，輸入品，およびそれらの市場流通	
1)　中小規模のメーカーには充分な試験設備がない。	企業の大きさによる。
2)　偽造又は模造された資材が多く流通している。	検査システムが，ICCPプログラムに入っていない輸入製品について不完全である。 国産品に対する証明制度に強制力がない。 市場査察が不十分。
3)　消費者の多くは価格と原産国だけを頼りにしている。	適正な製品と妥当な価格を選択するための消費者の意識と知識が低い。
4)　電気・電子製品の小規模修理店の修理技術員のスキルが不十分なことがある。	職業訓練の不足。
4.　検査・試験システム	
1)　多くの偽又は粗悪な製品が市場に出回っている。	3.2)の要因に同じ
5.　消費者教育と広報活動	
1)　必要な製品情報の入手と，それをよりよい生活に活用するための消費者の意欲が不足している。	消費者の意識は未だ未成熟であり、また販売者は商品について消費者に充分説明をしていない。 学校教育システムは良く整備されているが、不十分な点がある。
2)　消費者向け情報の欠如。	表示や取扱説明書が不十分または不適切 消費者支援のための消費者支援機関がない。

表1.12.1-1(2/3)　第1章の問題点とそれらの要因（その2）

問題点	要因
6. 資格審査システム	
1) 屋内配線や電気・電子品の修理など，技術的スキルを必要とする仕事を未熟な作業者が行っている。	技術的スキルについての作業者の資格認定制度が充分には確立されていないか、またはあっても充分に施行されていない。
7. ＳＡＳＯの活動	
7.1 規格	
1) 電気・電子製品や配線用アダプターのような部品に必要な規格の欠如。規格の多くがIEC 規格と整合していない。	仕事量が多くて能力不足。
2) タイヤの適切な保管，保守および使用についての重要な項目がＳＳＡに欠如している。	交通事故や市場状況に関する統計データが欠如しているので，規格の改善についての必要な作業が遅れている。
3) 衣類などの繊維製品，有害物質，毒性ガス，静電気などに対する必要な規格が欠如しており，また繊維品の規格には絹製品などのように改善が必要なものがある。	仕事量が多くて能力不足。
7.2 証明・登録・認定	
1) Ｑマークを取得したメーカー数は現在のところ少数である（約100 社）。	これらのシステムの推進策や国民のＱマークに対する認識が不足している。 該当するＳＳＡが無いことと，小規模メーカーの品質管理能力の欠如。
2) IS09000 についてＳＡＳＯに登録した会社数は少ない（約12社）。	IS09000 登録についての国家レベルの認定制度はなく、またＳＡＳＯの証明業務は開始されたばかりである。
3) 認定ラボの数がやや少ない（約１０）。	外部ラボの効率的な利用が不十分。
7.3 ＳＡＳＯラボ	
1) 消費者の被った災害と損失の要因解析を行うためには，施設と試験能力が不十分である。	現段階では，これらはＳＡＳＯの業務に含まれていない。
2) 電気・電子製品及びタイヤについて，規格に対する製品の適合性に対する試験項目が不十分である。	現在の傾向や市場状況が反映されていない。 設備、人員の不足。
3) 試験についての実績データがラボの管理に活用されていない。	必要なデータの収集と処理が良くない。

表1.12.1-1(3/3)　第１章の問題点とそれらの要因（その３）

問題点	要因
7.4 消費者教育と広報活動	
1) 雑誌「The Consumer」の配付部数が大衆に影響を与えるには不十分である。	発行回数とその雑誌の半官半民的な性格が配付部数を制限している。
2) 編集部門と他の省庁の教育担当グループとの連絡が不十分である。	他の省庁はこの雑誌の編集に参画していない。
7.5 人材育成	
1) 専門家，技術者，管理者について必要な教育や経験の蓄積が不十分である。	キャリア開発システムがない。
7.6 組織と管理	
1) 消費者保護に関する情報がＳＡＳＯに届いておらず，またＳＡＳＯの活動に利用されていない。	省庁間の情報システムが不十分である。 情報を得ようとする意欲が少ない。
2) ＳＡＳＯの技術や科学の専門知識が関係省庁との協力体制での消費者保護について活用されていない。	調整機能，予算，マンパワー，および意欲の欠如。
3) ＳＡＳＯの証明，登録，認定，および試験・検査の業務は，関連する国際的なルールや指針に適合していない。	国際性を持たせるための調整機能と意欲の欠如。

表1.12.2-1　電気・電子製品の問題点とそれらの要因

問題点	要因
1) 生産国，商標，および定格値についての不正な，又は誤解を招くような表示	自分の扱い製品に対して責任感のない輸入業者や小売業者がいる。 消費者は製品の選択に当たってそのラベルを信用し，ラベルの記載事項が真実であり，正当な品質であるかを確認しない。
2) 取扱説明書の多くは英語である	ＳＳＡは，取扱説明書はアラビア語で書くことを規定しているが，十分に守られていない。メーカー，輸入業者，販売店，そして消費者のいづれも取扱説明書に注意していない。
3) 127Vと220Vの電圧の誤用	いろいろなタイプのコンセント，プラグ，配線用アダプターがあり，どれでも127Vと220Vの両方のコンセントに差し込むことができる。２電圧システムや消費者の不注意による誤接続も原因となる。
4) コンセントとプラグの接触が悪いために電気的スパークや場合によっては火災が発生する	粗悪な品質のコンセントやプラグが市場に出回っている。
5) 電気製品に起因する火災	不適当な容量の電線の使用
6) 粗悪な屋内配線が多い	屋内配線に関するＳＳＡが不十分で、屋内配線の検査も不十分である。

表1.12.2-2　タイヤの問題点とそれらの要因

問題点	要因
1) 乗用車やバス・トラック用の再生タイヤは輸入及び国内生産が可能である。再生タイヤを乗用車やバスに使用することは望ましくない。	イギリス規格に準拠して新たに制定されたＳＳＡは乗用車やバス用の再生タイヤの規定を行っている。サウディ・アラビアの自然および社会環境が規格に反映されていない。
2) タイヤの使用方法や保守が不適切である。	運転者の教育不足。
3) 小売業者は顧客に必要な情報を提供しておらず，消費者の多くは適切なタイヤの選択や正しい使用方法についての知識がない。	小売業者の教育が不足しており，顧客に必要な情報を提供することの役所の指示もない。 取扱説明書（カード）がタイヤに付いていない。
4) 小売店でのタイヤの保管方法が適切でない。	関連のＳＳＡは不十分であり，且つ、その実施も充分ではない。
5) 中古タイヤが品質の保証なしに売られている。	該当する法規がない。
6) ＳＡＳＯラボのタイヤ解析に関する試験項目やスキルが，規格との適合性の評価や要因解析のためには不十分である。	装置とスキルの欠如。

表1.12.2-3　繊維製品の問題点とそれらの要因

問題点	要因
1) 不当表示、表示不備の繊維製品が多数流通している。特に絹製の反物や製品に多い。	繊維製品の輸入に際して、繊維組成証明書の提出は必要とされていない。 市場査察が実施されていない。 モラルの低い輸入業者も存在する。 原産国や繊維組成が表示されていない絹織物が多数流通している。
2) 変色や縮みについての苦情がある。 3) 国内製造業者の中には品質管理を実施していない業者がある。	殆どの輸入業者や小売業者は契約前に納入者に対して試験報告書を要求しない。 多くの輸入業者や小売業者が品質管理を行っていない。 多くの店舗は品質に対する認識がない。 市場には安価な商品が多数流通しているため、品質管理を行っている良識ある製造業者は生産原価が上がり、価格競争力に問題を生じてしまう。
4) 有害物質に関する規制や規格（ＳＳＡ）が制定されていない。	ＭＯＨには規制の計画がない。
5) 防炎性	
a) Civil Defense Law は防火対象建物および防炎対象品目を定めていない。	Civil Defense は対象品目の耐炎能力についての規定を準備中である。
b) 防炎対象品目に対する規格（ＳＳＡ）は不十分である。	Civil Defense Law にはテントの防炎性に対する要求事項のみ規定されている。
c) 防炎性テント用の不正な生地が市場に出回っている。	輸入業者の中には強制規格であるＳＳＡに従っていない業者がある。 防炎加工品を輸入する際に、防炎性に関する確認検査は行っていない。

第２章

サウディ・アラビアにおける
消費者保護強化のための目標

第２章　サウディ・アラビアにおける消費者保護強化のための目標

第２章　サウディ・アラビアにおける消費者保護強化のための目標

この章では、サウディ・アラビアにおける総合的な消費者保護強化の包括的目標を述べる。この目標は強化する法体系、並びにＳＡＳＯを含む多くの関係省庁の活動を包含している。

消費者保護の全体的枠組み（2.1.参照）は、「消費者保護基本法」、「製品安全法」、「表示法」とそれらの規則の制定を含む法体系(2.2.参照)の整合と共に強化されねばならない。

情報体系、試験・検査、消費者教育及び資格制度は消費者保護の全体的枠組みと強化された法体系によって補強されなければならない。（2.3、 2.4及び 2.5参照）
2.6では、提案された枠組みを基に各々の製品群の消費者保護をどのように改善すべきかを記す。

ＳＡＳＯに対する消費者保護の為のマスタープランは、第３章に別に記す。

２．１　サウディ・アラビアにおける消費者保護の全体的枠組み

<u>消費者保護の枠組みにおける基本的活動</u>

一般に消費者保護のための基本的活動は次の５段階に分けられる。

- ・消費者保護のための法体系の確立
- ・上流である製造及び輸入における製品検査
- ・下流である流通における製品の市場査察
- ・適切な商品選択や製品の適切な使用、保守のための消費者教育
- ・事故原因究明と再発防止

調査団の第１次及び第２次現地調査において集められた問題は1.12 に記されているが、それらは次の４グループに分類される。

- ・政府省庁における問題
- ・製造業者及び工事業者における問題
- ・輸入業者及び流通業者における問題
- ・消費者における問題

図 2.1 -1 は「問題」、「問題」解決の為の「解決策」及び各々の「問題」解決に対する達成「目標」を示す。

以下その詳細を記す。
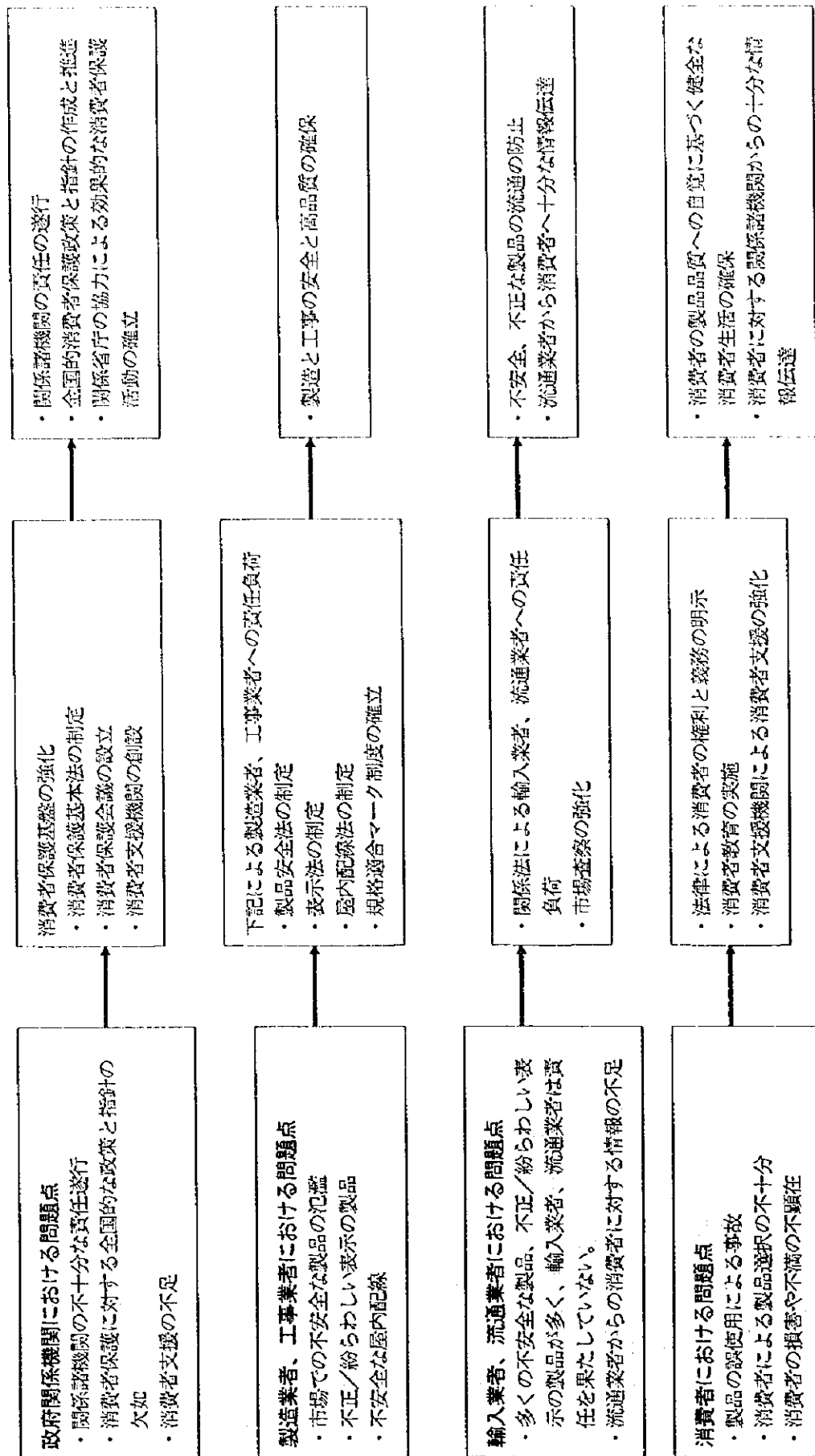
図 2.1 -1　サウディ・アラビアの消費者保護の全体的枠組み

1） 政府省庁における問題の解決策

消費者保護の目標は、政府の権力で弱い立場の消費者を保護する事であるから、政府の役割は非常に重要である。

政府省庁の問題解決策は次の通りである。

・法体系の整備

・消費者保護の全国的な政策と指針の策定

・消費者支援の強化

以下、これらの詳細について述べる。

a) 法体系の整備

第一に政府は、「消費者保護基本法」を制定し、政府、企業及び消費者の役割を明確にしなければならない。

・政府は、法体系を整備する。

・企業は、消費者製品の製造、輸入、流通、販売において責任を持つ。

・消費者は消費者製品を注意深く使用し、適切に保守する義務を負わなければならない。

現在、消費者の責任を規定する法律はない。もし、消費者保護基本法をベースにそれぞれの当事者が責任を果たすと言うことが全うされれば、消費者保護は飛躍的に改善される。

b) 消費者保護の全国的な政策と指針の策定

第二に政府は、関係省庁の協力関係を通して全国的な政策及び指針を策定するため「消費者保護会議」を創設すべきである。

消費者保護会議の必要である理由は次の通りである。

① 現在、消費者保護施策は個々に省庁で実施されているが、省庁間の協調のための全国的な消費者保護政策と指針が無い。

② 1.2 に記したように、消費者保護は王令 No.M/11及びＳＳＡを基に実施されている。しかし、それは法的な観点からすれば十分とは言えない。例えば、王令 No.M/11では、サウディ・アラビアで流通される製品はすべて強制規格であるＳＳＡに適合していなければならないとなっているが実際の施行面では甚だ弱い。

③ 消費者保護の為に、規格を施行する上でどのような法律や規則が必要であるか、又どの部分を強化すべきかを見直す必要がある。

c) 消費者支援の強化

最後に政府はそのため、消費者支援機関を設立すべきである。（2.2.5参照）

消費者保護の最終的な目的は消費者の満足にある。消費者の立場は弱く、彼等の要求は関係する機関には届きにくい。消費者保護の要諦は消費者の消費生活上のニーズや苦情を集め、そのニーズを満たし、苦情を解決することである。

ＭＯＣや他の省庁は、消費者を支援しているが、その行動には自ずと制約がある為消費者の利益の為に真に活動することができない。

その為「消費者支援機関」を設立し、消費者情報を集めたり、弱い消費者の立場を代表し政府や企業に働きかけたり、製品の正しい使い方や製品知識などに付いてのセミナーを開催する。諸外国は、表 2.2.5-1に示すように消費者支援機関を持っている。

2） 製造業者、工事業者における問題の解決策

製造業者、工事業者における問題の解決策は次の通りである。

・不安全製品、不正な又は紛らわしい表示製品の製造禁止

・不安全な屋内配線工事の禁止

上記の解決策の詳細を下記に示す。

a) 不安全製品、不正な又は紛らわしい表示製品の禁止

製造業者における問題の解決策は、「製品安全法」及び「表示法」を制定することである。1.12 に記したように、市場には不正な又は紛らわしい表示製品が氾濫している。それ等で沢山の消費者が騙されている。

安全で公正な表示の輸入製品や流通製品を確保することは消費者保護にとって重要である。その為には、王令 No.M/11及びＳＳＡによる法体系では不十分である。従って、「製品安全法」及び「表示法」を制定し、不安全製品、不正な又は紛らわしい表示製品の製造を禁止すべきである。これ等の法律は、製造業者の義務を規定すべきである。その結果、良い品質の製品が製造され、市場に流通するようになる。

b) 不安全な屋内配線工事の禁止

工事業者における問題の解決は「屋内配線法」を制定することである。

1.12 に記したように、不安全な屋内配線工事による火災が多発している。安全な屋内配線工事は火災防止に不可欠である。

2.2.4 に述べる如く、現在ＳＡＳＯはビルや住宅地域の低圧屋内配線に関する「Saudi Application Guides」を作成中である。この指針と共に、この指針に従って工事業者に屋内配線工事を行う義務を負わせ強制力を持つ屋内配線法を制定する必要がある。

更に、屋内配線の品質確保の為に、屋内配線工事の資格制度を見直し、強力に施行すべきである。

3） 輸入業者、流通業者における問題の解決策

輸入業者、流通業者における問題の解決策は次の通りである。

・不安全な製品及び不正な又は紛らわしい表示製品の輸入、販売の禁止

・輸入業者、流通業者から消費者への必要情報の提供

上記の解決策の詳細を下記に示す。

a) 不安全な製品及び不正な又は紛らわしい表示製品の輸入、販売の禁止

輸入業者、流通業者における問題の解決策は、2）a)に示したように「製品安全法」及び「表示法」を制定することである。市場には不安全な製品及び不正な紛らわしい表示製品が氾濫していて、輸入業者や流通業者の義務が果たされていない。例え不安全な製品及び不正な又は紛らわしい表示製品が製造されても、輸入業者、流通業者が責任を果たし、それらの流通が阻止されなければならない。

製品安全法及び表示法は、市場査察の際、査察員に扱い製品が詐欺でないことを証明する義務を輸入業者や流通業者に負わせるように規定すべきである。この法律は市場査察をやり易くする。王令 No. M/11は、詐欺製品を流通してはならないことを規定しているが、輸入業者や流通業者が市場査察の際、査察員に扱い製品が詐欺でないことを証明する義務を負わせると言うような方法を規定する等、詐欺製品の流通を阻止する詳細な方法を規定していない。このことは市場査察を非常に困難にしている。

b) 輸入業者、流通業者から消費者への必要情報の提供

輸入業者は消費者に必要な情報がアラビア語であるか否かをチェックしなければならない。小売業者を含む流通業者にも消費者保護の観点から消費者に必要な情報を提供する義務を課すべきである。安全と良い品質を確保するため、製品の正しい使い方の情報は、消費者にとって非常に重要である。特に小売業者から消費者へのタイヤの正しい使い方についての情報はタイヤ事故の減少のために期待されている。

4） 消費者における問題の解決策

消費者における問題の解決策は、次の通りである。

- 消費者製品の誤使用の防止
- 消費者の製品選択能力の向上
- 被害や苦情情報の収集と適切な処理

上記の解決策の詳細を下記に示す。

a) 消費者による製品の誤使用の防止

消費者による製品の誤使用の防止策は「消費者保護基本法」を制定し、消費生活に関する消費者の権利と義務を明確にすることである。消費者の電気製品の誤使用による被害や事故率は欧米や日本に比べて高い。タイヤ事故の大部分も消費者のタイヤの不注意な取扱いが原因である。

この事態を避けるために、消費者は消費者製品の正しい使い方や保守方法を学ばなければならない。

このために「消費者保護基本法」を制定し、消費者に対し、権利を与えると共に製品の正しい使用、保守を義務付ける必要がある。

b) 消費者の製品選択能力の向上

消費者の製品選択能力の向上策は、あらゆる機会を捉えて消費者に消費者製品に

関する必要な情報を提供することである。沢山の消費者製品から要求に合った製品を選択する為に、消費者は製品に関する正しい知識を持ち、小売り業者に自分の要求を詳細に伝える必要がある。

c) 消費者の被害や苦情情報の収集と適切な処理

消費者の被害や苦情情報の収集と適切な処理策は、「消費者支援機関」を設立し、消費者苦情と被害情報のデータベースを作成し、原因分析を行い、その結果を消費者に知らせることである。サウディ・アラビアでは消費者の被害や苦情が存在するが、統計資料は存在しない。これは、消費者が製品品質に強い関心を払わないこと及び政府に苦情を申し出ないことによる。更に、消費者苦情の申し入れ窓口が苦情を処理するのに十分でない。

政府は、消費者の事故、被害、苦情情報を収集し消費者保護実現の為必要な手段をとらなければならない。この為、上述のように消費者支援機関を設立し、消費者苦情の収集に協力したり、全ての媒体を駆使してあらゆる機会を捉えて必要情報を提供したり、消費者教育を施す必要がある。

2．2　法体系の強化

2.1 に示す様に、消費者保護の為に、法体系を強化する必要がある。必要な法や規則を 2.2 に示す。

消費者保護の為に、法律や規則もしくは、それに代わる適当な措置を講ずる必要がある。

2．2．1　消費者保護基本法及び法体系

<u>消費者保護基本法</u>

消費者保護強化の為に、2.1. に示す様に、基本法、即ち「消費者保護基本法」を制定すべきである。そして政府、企業、消費者の役割を明確にし、政府、企業、消費者がそれぞれの役目を理解し、それらの義務を果たすことが重要である。

図 2.2.1 -1に消費者保護基本法の概要を示す。
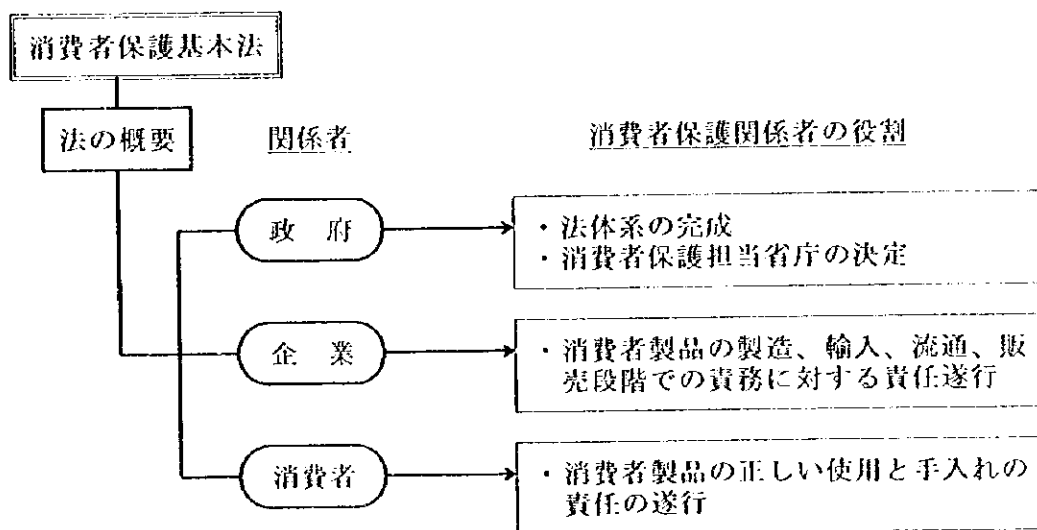
図 2.2.1 -1　消費者保護基本法の概要

この法律で、消費者保護の為に政府、企業、消費者の役割を次のように規定する。

1）政府の役割は、消費者保護に必要な法体系を完成し、消費者保護を担当する省庁を決めることである。

2）企業の役割は、消費者製品の製造、輸入、流通や販売において、消費者保護の為に彼らの責任を果たすことである。

3）消費者の役割は、日常生活において消費者製品の必要な知識を身に付け、製品を注意深く使用し、保守をすると言う義務を果たすことである。

<u>消費者保護会議</u>

この法律を基に、「消費者保護会議」を創設し、消費者保護に関係する省庁、消費者支援団体、企業の代表等を統括して、統一のとれた消費者本位の行政を推進すべきである。（1.2.2 2）参照）なぜならば、現在消費者保護活動は各々の省庁で実施されているが、

それらの協力関係が充分でない。その理由は消費者保護に関する基本法が無く、統一のとれた消費者本位の行政を促進する為に省庁を纏める組織も無いからである。消費者保護の為には関係省庁が相互に密接に協力することが大切である。

図 2.2.1 -2に消費者保護会議の組織を示す。
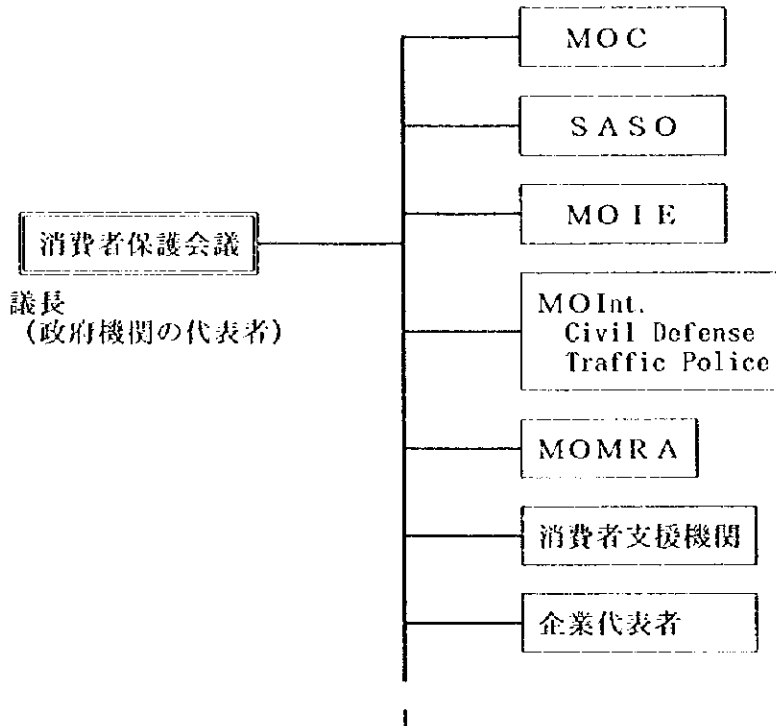
図 2.2.1 -2 消費者保護会議の組織

図に示す議長が消費者保護に関する省庁を代表する。

消費者保護会議は次のような役割を持つ。

・広範な行政分野において消費者保護のために全国的な計画の策定、推進

・消費者保護について関係省庁間の諸問題の調整

<u>消費者保護の為の法体系</u>

消費者保護を強化するには、消費者保護基本法の基に「製品安全法」及び「表示法」を制定しなければならない。

図 2.2.1 -3 は消費者保護の為の法体系を示す。
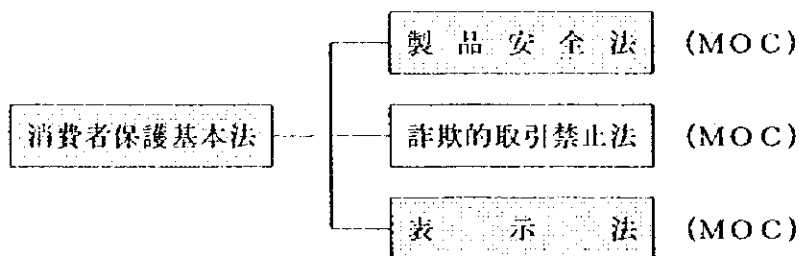
図 2.2.1 -3 消費者保護の為の法体系

1.2 に記した様に、消費者保護基本法の基に少なくとも３つの基本的な法律を持たなけ

ればならない。即ち製品安全確保のための製品安全法、適正な表示の確保のための表示法、及び公正な競争市場確保のための公正取引法である。現在サウジ・アラビアでは公正取引のために王令 No. M/11（詐欺的取引禁止法）がある。これに加えて製品安全法及び表示法を制定すべきである。この詳細は 2.2.2 及び 2.2.3 に示す。

2．2．2　製品安全法

製品安全法には図 2.2.2 -1(及び表 1.2.2 -1)に示す様に、王令 No. M/11 では保護されない問題を解決する次の様な重要な内容を盛り込む必要がある。

- 製造業者は安全規格の有る無しに係わらず、製品が基本的安全事項に適合する様、製造しなければならない。
- 輸入業者、流通業者は製品が基本的安全要求事項に適合していることを確認し、輸入、販売しなければならない。また、消費者に必要情報を提供しなければならない。
- 製造業者だけでなく輸入業者、流通業者も扱い製品が基本的安全要求事項に適合していることを証明する責任がある。

王令 No.M/11で保護されない問題点		製品安全法の基本内容
・安全に対する規格のない製品には保証がない。 ・ＳＳＡに適合しておれば例え不安全であってもその製品を市場から排除できない。 理由は、流通業者は商品が安全であることを証明する義務はない為に、市場査察のためにとられたサンプルの検査はラボでなければ行えず時間も費用もかかるからである。	⇨⇨	法には次の事を規定する必要がある。 ・安全規格の有無にかかわらず、製造業者はその製品を基本的安全要求事項に適合させなければならない。 ・流通業者は商品を基本的安全要求事項に従って流通させなければならない。 ・製造業者のみでなく、輸入業者、流通業者も商品が基本的安全要求事項に適合することを証明し、市場査察または消費者の購入に際し、それが安全かどうか、容易に判断できるようにしなければならない。

図 2.2.2 -1　製品安全法の基本的内容

製品の安全は、消費者保護の基本的な目標である。多くの国では製品安全に関する法律が制定され、それには基本的安全条件が規定されていて、製品安全を査察し、その法を執行する責任省庁が指定されている。

1.2 に述べたように欧米及び日本では、製品安全を規定する法律が施行されている。例

えば電気製品を例に取ると、次の様な法律が制定されている。

英国：「消費者保護法」及び「電気機器安全規則」

ドイツ：「機器安全法」及び「機器安全規則」

米国：「消費者製品安全法」

日本：「電気用品取締法」

製品安全法は、図 2.2.2 -1に示す様に、次の様な関係する当事者の義務を規定すべきである。

1）製造業者は、基本的安全要求事項に適合する様に製品を作ることを義務付けられている。実際の場面においてはその製品に該当する規格に適合する様に製品を作ることを義務付けられている。

例え製品が安全規格に適合していても、時々事故は発生する。また、全ての新製品に対して規格を準備することは不可能である。その様な危険から消費者を守る為、「製品安全法」を制定し、必須の安全要求事項を決め、製造業者が製品に欠陥が生じない様に設計、製造においてその要求事項に適合する義務を負わせなければならない。しかし、実際上は該当する規格に適合するよう要求する。

現在サウディ・アラビアでは、ＳＳＡ又は、ＳＡＳＯ が認める同等の規格に適合することが 製品安全確保の為の義務として要求されている。しかし、規格の存在しない製品は、規格不適合と言うことで規制することができない。

この問題を克服する為には、この法律に包括的な、基本的安全要求事項を盛り込んでおく必要がある。

欧米では、製品安全の規格は、実際的な場面の為に準備されるが、当該規格に適合している製品は仮に安全であると見なされているだけである。製品に何か不安全なものがあることが分かれば、「製品安全法」の基本的安全要求事項に照らして、市場から排除される。

1.2.2 3)に示す様に、規格は、ただ技術的仕様や試験方法を規定するのみで、製造業者、流通業者、消費者及びその他関係者が守らなければならないことや、規制の内容を規定するには相応しくない。その様な事項は、「製品安全法」に規定すべきである。

2）輸入業者及び流通業者は安全な製品及び必要な情報を消費者に届ける義務を負う。

3）製造業者、輸入業者、小売業者は扱い製品が安全であることを証明する義務を負う。

従って、製造業者、輸入業者、小売業者の各々は、顧客だけでなく、市場査察を担当する省庁の係官の要求に応じて、安全を実証する証拠を提示する必要がある。そのような要求をすることは、政府が市場査察を実施するのに効果を発揮する。もし要求事項に合致していなければ、「製品安全法」違反となる。

しかし、現在サウディ・アラビアでは流通業者は、基本的安全要求事項に適合していることを証明する義務を負わされていない為、例え明らかに不適合製品が見つかったと

しても、適合証明を要求する法的根拠がない。もし不適合であることを、証明する証拠を無理をして作ろうとすれば、多大な労力と費用が必要となる。従って、現在サウディ・アラビアでは不適合であることを証明する行為は、機能していない。

4）消費者も購入時点で自己の責任において安全を確認し、取扱説明書にしたがって安全に使用し、保守手順を守ることを要求される。

2．2．3　表示法

1.12に記した様に、サウディ・アラビアには表示法がない。表示法を制定すると共に、詳細事項はＳＳＡによって決めるべきである。

ＭＯＣは紛らわしい表示を禁止する規則を制定し、その市場査察をすべきである。

現在サウジ・アラビアでは不適合を証明する活動は機能していない。しかし、規則や規格に適合していない表示やラベルは市場査察で容易に見つけ易い。従って市場査察は不正な又は紛らわしい表示を市場から駆逐するのに有効な方法である。

表示法には、次の様な、事項を規定する。

・消費者が製品購入時に必要な基本的事項

例：　定格電圧、周波数、寸法、重量、用途

・容易に判別しがたい製品品質の表示

例：　繊維の組成

・責任者又は企業の名前と住所

更に、表示の位置、表示方法等及び違反に対する罰則を決めなければならない。特に、紛らわしい表示の例をＳＳＡで決める必要がある。この法律は、ＳＳＡなど規格による規制のない衣服のような製品にも適用することができる。

2．2．4　各製品分野における安全法／規則

2.1.に述べた様に、法律体系を補い強化する為に、表 2.2.4 -1に示すような法律／規則を制定する必要がある。

表　2.2.4 -1　各製品分野における安全法の制定

製　品	法律／規則	判定基準（規格）	責任省庁
電気・電子機器	屋内配線法	現在：SSA203「居住域の電気的設置に対する安全基準」 将来：「建物や居住地域に於ける低電圧屋内配線に関するサウジ・アラビアの指針」	ＭＯＩＥ
タイヤ	車両・タイヤ等交通安全規則	タイヤの保守、再生タイヤなどのＳＳＡの制定、改定	ＭＯInt. (Traffic Pol.)
繊維製品	有害物質規制	残留有害物質法の追加	ＭＯＨ
	Civil Defense Law への防炎性追加	現在：SSA645「テントの防炎性要求事項」 将来：防炎性規格をカーテン・カーペットにも拡大	ＭＯInt. (Civil Def.)

各製品に対する法律／規則の詳細を次に述べる。

1）屋内配線法

現在、ＳＡＳＯはGIMELEC (French Electrical Equipment & Industrial Electronics Manufacturers' Association)と協力してビル及び住宅区域の低電圧装置に関する「Saudi Application Guides」を作成中である。

この「Guides」を強制力をもって実施するため、屋内配線法をＭＯＩＥによって制定する必要がある。この屋内配線法は、次のような事項を規定すべきである。

・屋内配線法の下に屋内配線規則や「Saudi Application Guides」の様な規格を制定する。

・屋内配線は、屋内配線規則や規格に適合していなければならない。

・屋内配線工事は、資格を持った工事士が行うこと

・屋内配線規則や規格に違反した場合の罰則を決めること。

安全で適切な屋内配線の為に、資格制度もしくは、コンサルタント制度が必要である。

現在抱えている問題を解決する為、127Vと 220Vの混用を避ける規格を作成する必要があるのは言うまでもない。SSA 203/1980「居住域の電気的設置に対する安全基準」は、規格として使用されているが、規格としては例えばアメリカのＮＥＣ (National Electrical Code) や日本の内線規程のように具体的な工事法まで規定した方が実用的である。

さらに、ＳＳＡによって127V及び 220V用プラグ・ソケットが規定されているが、実際には適合しないものが使われている。従って、屋内配線法には、屋内配線工事が該当するＳＳＡに適合する様規定する必要がある。

2）車輌、タイヤ等交通安全規則

自動車タイヤの基準を規定した交通安全規則を制定し、適切な法体系を作り Traffic Policeにより施行すべきである。

この法律で全ての中古タイヤの流通を禁止し、タイヤの小売店は消費者にタイヤの使用及び保守の方法を顧客に説明することを義務付ける。

その法律により規定する安全要求事項の具体化はＳＳＡにより行うのが良い。自動車タイヤの詳細仕様を規定する規格に適合していれば、この法に規定する安全要求事項を満足すると見なされる。

3）繊維製品の有害物質に対する安全規則

繊維製品の有害な残留物を規制する「有害物質規則」を制定し、ＭＯＨ責任担当省として施行する。

更に、現行の「Civil Defense Law」に防炎性規則を追加し、カーテンや絨毯など多様な製品に対するＳＳＡを規定する。

2．2．5 消費者支援機関の設立

1.3.3 8) で記したように、サウジ・アラビアには消費者を代表する消費者支援機関がない。消費者利益は関係省庁によって適当に代表されていると言われているが、実際には消費者の利益を代表し得ない。

サウジ・アラビアにおいても、表 2.2.5 -1 に示す諸外国同様に消費者の立場に立って活発に支援する消費者支援機関を設立すべきである。

表 2.2.5 -1 諸外国の消費者支援機関

国	消費者支援機関	機関の性格
英国	Consumer' Association	民間機関
ドイツ	German League of Consumer Organization	民間機関
アメリカ	Consumer Union	民間機関
日本	国民生活センター	半政府機関

上記の機関は、各々の国の成り立ちによって民間機関であったり、半政府機関であったりする。日本では、半政府機関として国民生活センターが存在する。新聞によると、サウディ・アラビアでは、その様な機関の設立が検討されているということである。

消費者支援機関は消費者の立場に立って次のような種々の活動を行う。

(a) 消費者保護会議の様に消費者関連の法案審議や規格審議への参画
(b) 地方自治体や企業の消費者保護に携わるスタッフに対し消費者保護に関するセミナーを開催するなど消費者教育の実施
(c) 消費者の商品選択のために商品テストを実施し、その結果の公表
(d) 消費者関連の省庁との連携
(e) 情報ネットワークの創設及び消費者苦情の収集、分析
(f) 消費者保護情報のマスメディアへの公表
(g) その他消費者利益を代表した活動

消費者支援機関は半政府機関としてＳＡＳＯの下に設立すべきである。ＳＡＳＯは次のような観点から消費者支援機関を設立し、援助するのに相応しい機関である。

① 消費者保護の活動は、多くの省庁と関係が深く、それら省庁との密接な連携が必要である。ＳＡＳＯは既に多くの省庁と連携して業務を遂行している。
② 消費者の適切な製品選択のための製品テストの様な報告書の公表の場合、容易にＳＡＳＯの技術的な支援を得て中立的な立場で公表できる。
③ 技術的な試験、分析、調査の必要な場合、ＳＡＳＯの支援を容易に得られる。

消費者支援機関はリアド、ジェッダ、ダンマンだけでなく多くの地方自治体に消費者窓口を設け、徐々に増加する必要がある。また、消費者支援機関は英国の「Which」、米国の「 Consumer Report」、日本の「確かな目」の様に独自の雑誌を発行し、種々の情報を消費者に提供すべきである。3.5に述べるように、「The Consumer」の生活情報の部分をＧＳＭＯから移すことを中間目標として検討すべきである。

消費者支援機関の設立と呼応して消費者問題を扱う「消費者保護局」をＭＯＣに設立すべきである。

２．２．６　サウディ・アラビア政府各省、各機関の相互連携による機能強化

関係する政府省庁間の連携は消費者保護活動には欠かせない。しかし、現在サウディ・アラビアでは消費者保護の為の連携は十分ではない。更に強力な連携が有効な手段である。

責任省庁は、火災、交通事故、有害物質からの繊維の安全等に対する規則を強化し、相互の連携の基に執行面を強化すべきである。相互の連携の基にサウディ・アラビア省庁の機能強化の方策の詳細を次に示す。

１）消費者保護行政を統括する代表の省の指名

代表の省を指名し、消費者保護に関係する他の省庁と連携して総合的な消費者保護行政を運営する権利と義務を、その省に与えることが必要である。その省が消費者保護会議の事務局の役目を務める。

２）電気・電子製品の安全強化策

先に示す如く「製品安全法」及び関連安全規格を制定し、担当省としてＭＯＣが施行する。国内製品及び輸入製品共に、製品安全法に規定する基本的安全要求事項に適合していることが、製造業者、輸入業者、及び流通業者により証明されなければならない。

製造業者、輸入業者、流通業者が責任を果たしているか否かを検査する必要がある。従って、食料品で実施されているように、あらゆる手段を駆使して市場査察を強化しなければならない。言い換えれば、担当するＭＯＣ又は責任を持つ省庁が、市場査察を行い、供給責任者に基本的安全要求事項に適合していることの証明を要求し、適合していない製品を市場から排除し、その他必要な手段をとる。その結果は、マスメディアを通じて公表する。

上記の手順において、地方自治体の協力を得て、市場査察を行なう。この時違反件数に応じて、市場査察の回数や査察員の数を増減する。もし、市場査察が技術的分析を必要とするならば、調査はＳＡＳＯの協力の下に遂行する。

３）屋内配線の強化策

屋内配線法を制定し、ＳＡＳＯにより関連の規格を制定する。ＭＯＩＥは、これに相応しい担当省として一連の行為を行う。ＭＯＩＥ、ＳＡＳＯ、ＭＯＭＲＡ等の関係省庁間の協力の基に、将来の建物の設計や建設又は改築時において、法や規格への適合を規

制する。一方、屋内配線は経年劣化を起こし易く、電力会社がサービス圏内の安全を確認する為に定期的に検査をすべきである。

4）タイヤの安全強化策

交通安全の為の自動車等に関する法律を制定し、関連の規格を強化し、Traffic Policeが、責任担当として適合性のチェックを強化すべきである。

タイヤに関する事故の多くは、タイヤの不適正な使用によるもので、是非消費者教育が必要である。タイヤ事故を防止する為にタイヤ販売店、ガソリンスタンド等の協力を得て消費者の注意を喚起することが特に重要である。CCIの協力を得て路上検査の際にタイヤの検査をするのが有効である。

5）繊維製品の安全強化策

ホルムアルデヒドの様な有害な物質を規制する「有害物規制法」を制定し、関連の規格を制定すべきである。その法は、担当省としてMOHにより施行する。

防炎性については、現行の Civil Defense Law に繊維製品の防炎規定を追加し、防炎に関するＳＳＡを今あるテントと同様な方法でカーテンやカーペット等に拡大する。

6）表示問題に対する強化策

適切な表示を実現する為、地方自治体により任命された市場査察員に依頼し表示に関する市場査察を強化すべきである。（他の目的の市場査察員を臨時的に協力させても良いが、必要に応じて、ＭＯＣにより適当な人数の査察員を任命する。）

表示に関しては、消費者が適切か否かを判断するのは比較的容易である。もし苦情を受けるなり迅速な措置が取られ、違反事実が公表されると言う実績が確立すれば、その効果は徐々に現れる筈である。

7）ＳＡＳＯ 活動の強化策

ＳＡＳＯは、消費者保護のための省庁の活動を技術的に支援する任務を持っている。その責任を果たす為、ＳＡＳＯは規格の準備、試験、認証、特に事故や苦情の原因の究明などの機能を強化する必要がある。2.2.5 に述べた様にＳＡＳＯはサウジ・アラビアでの消費者保護活動を強化するため、その下に半政府機関として消費者支援機関を設立すべきである。その機関と連携してＳＡＳＯは所謂、消費者保護を業務とする消費者保護推進部を創設すべきである。その部署は総裁直轄で、省庁と密接に連携して関係する部門の活動を調整する。ＳＡＳＯの活動の強化施策の詳細は、第３章に記載する。

政府の各省庁による消費者保護活動の強化策の主要なものを次に記す。

消費者保護行政の統括省
- 消費者保護基本法の制定
- 消費者保護会議の設立

消費者支援機関（新組織）
- 消費者保護関連法案の審議、規格審議への参画
- 消費者教育の実施
- 製品試験とその結果の公表
- 消費者保護関連省庁との連携
- 情報ネットワークの創設と消費者苦情の収集、分析
- 消費者保護情報のマスメディアへの公表
- その他消費者利益を代表する活動

ＭＯＣ
- 製品安全法の制定
- 表示法の制定
- 効果的な認証制度と検査の強化、規格適合マーク制度
- 規格適合マーク（ＳＣマーク）制度の創設
- 市場査察の強化
- 消費者問題を扱う消費者保護局の設置

ＭＯＩＥ
- 屋内配線法の制定と施行
- ２電圧方式の見直し
- 屋内配線の検査方式の確立
- 電気工事士の資格制度の見直し

Ｃｉｖｉｌ　Ｄｅｆｅｎｓｅ
- 火災原因の調査・分析
- Civil Defense Law の防炎材料指定製品と適用場所の見直し
- 消費者教育活動の強化

Ｔｒａｆｆｉｃ　Ｐｏｌｉｃｅ
- 車両・タイヤ等の交通安全規則の見直し
- タイヤの路上検査の実施
- 消費者教育能力の強化

ＭＯＨ
- 繊維製品の有害残留物に対する安全規定の見直し

ＳＡＳＯ
・消費者支援機関の設立
・規定類の制定と見直し
・国際規格との早期整合
・試験／検査機能の強化
・検査の増加と規格執行の強化
・試験／検査装置の充実
・事故原因判定能力の向上
・ISO/IECガイドに適合するＳＡＳＯの構築と国際認証機関との協力
・Ｑマーク及びISO9000登録の増加
・市場査察の強化
・各部門の管理者、技術者、技能者の教育訓練
・消費者保護推進部の創設
・消費者保護情報の提供

8）サウディ・アラビアにおける消費者保護強化の全体的枠組み

上記施策を執行すべき政府省庁と施策の内容及びその相互関係を図 2.2.5.-1に示す。

消費者保護の為に強化すべき事項は楕円形枠の中に記載し、担当省庁は太い四角の枠の中に、具体的施策は細い四角の枠の中に記載した。

サウディ・アラビアにおける製品及び情報の流れと政府による規制を図 2.2.5 -2 に示す。
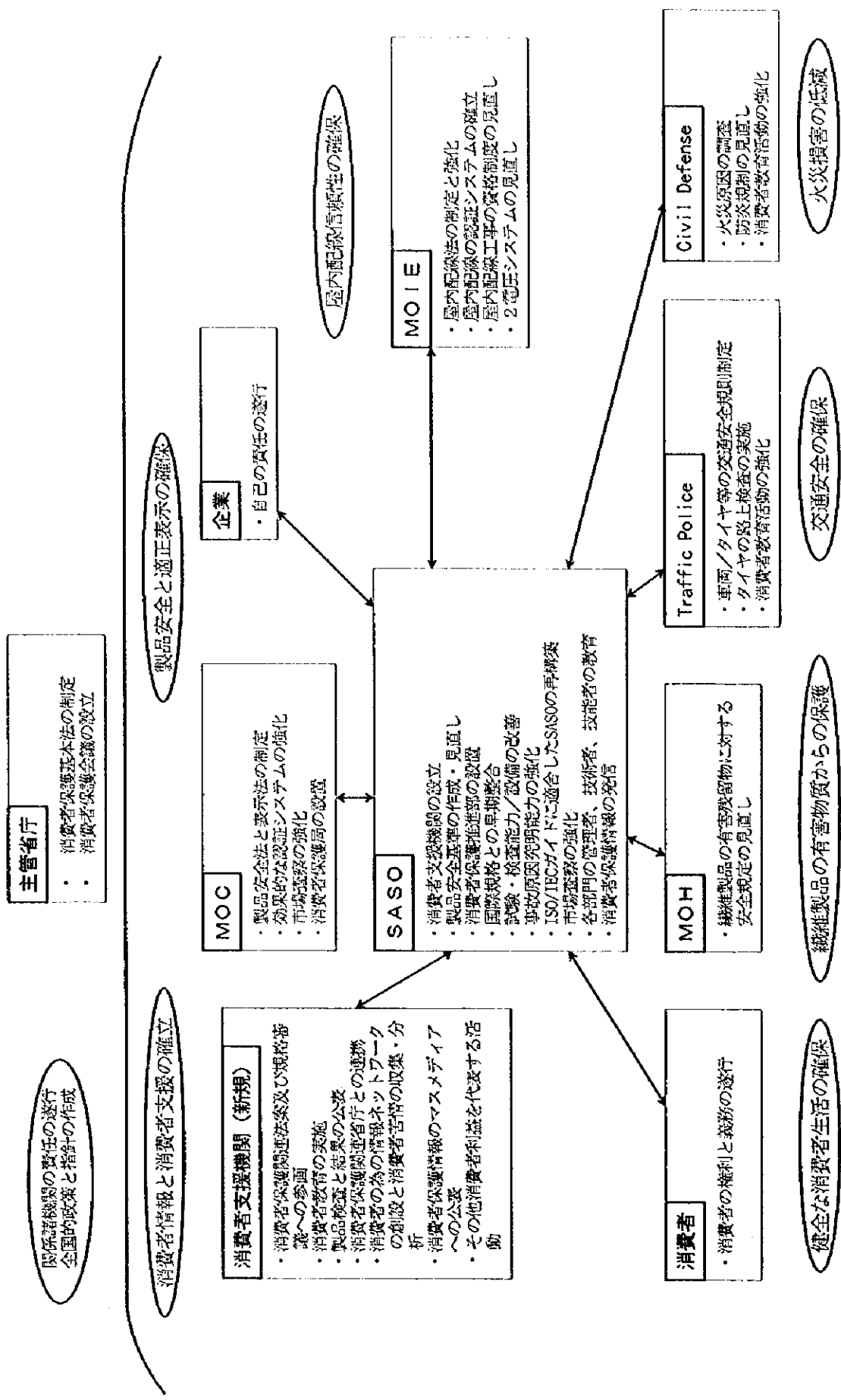
図 2.2.5-1 サウディ・アラビアの消費者保護強化策
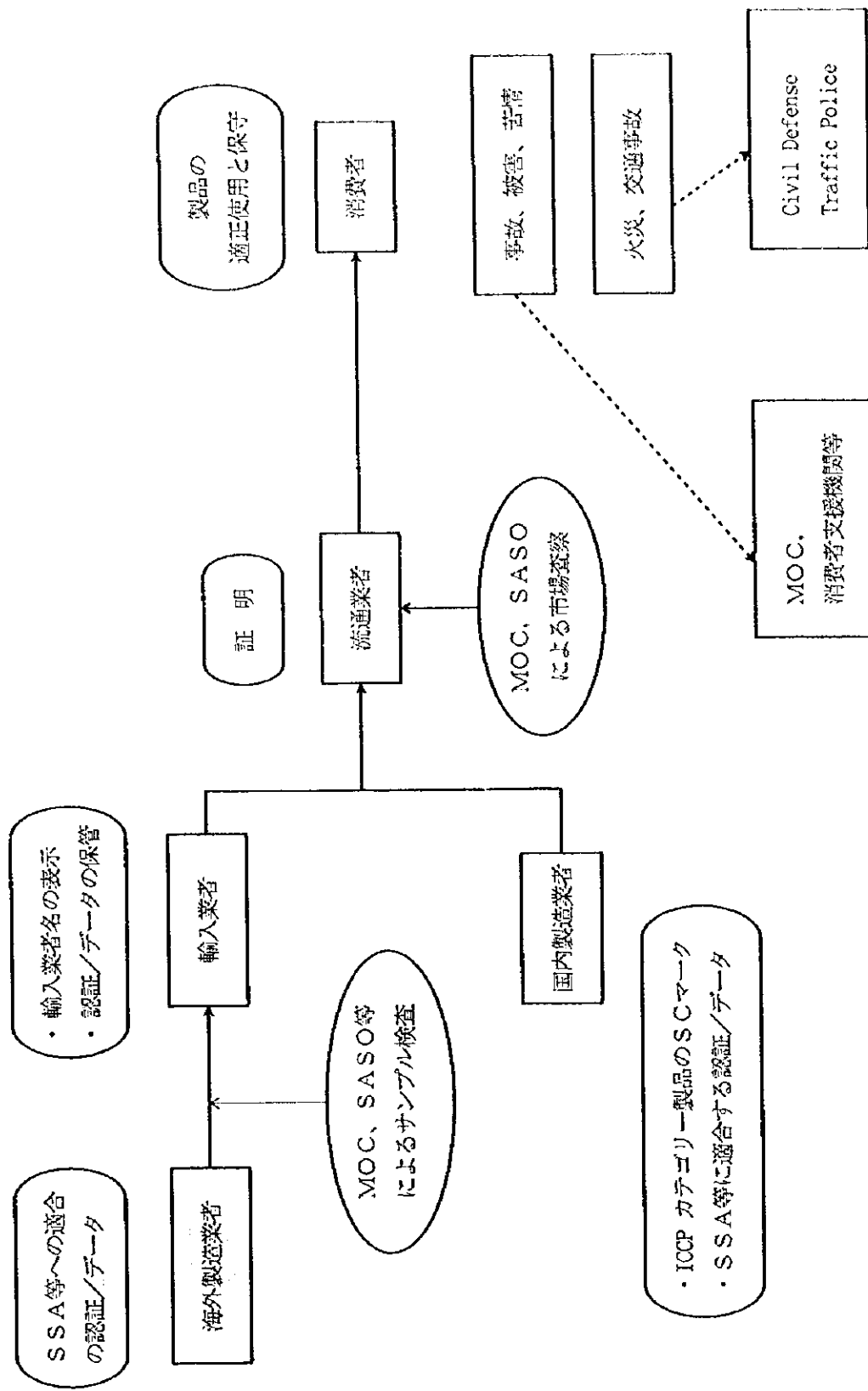
図 2.2.5 -2　サウディ・アラビアにおける製造、情報、政府規制のフロー

2．3　消費者被害情報の収集，解析およびそれらの有効活用

いかなる仕事をするに当たっても，正確な情報とその統計的ならびに要因の解析が重要であることは言うまでもない。1.12の表 1.12.1 -1 (2. 1), 2)) で指摘されているように、サウディ・アラビアの情報システムは改善する必要がある。

消費者の傷害、損害及び苦情についての情報システムについて図 2.3 -1 に示すシステムを提案する。
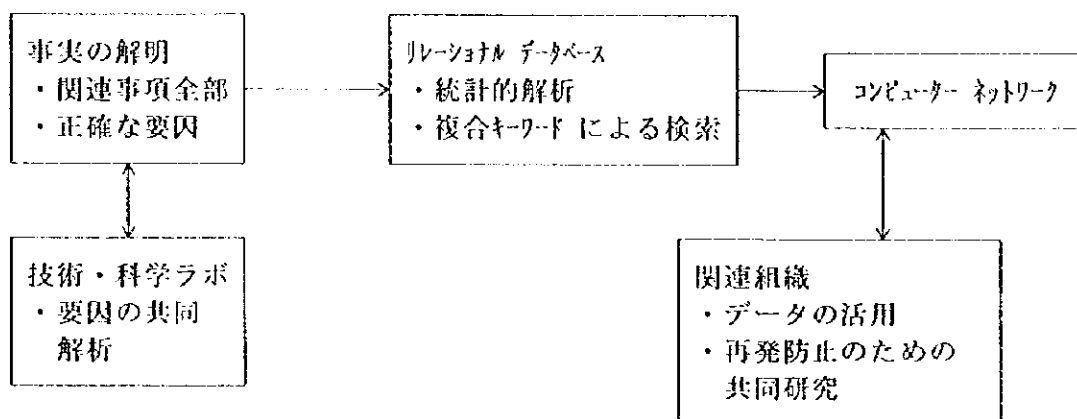
図 2.3 -1　消費者被害と苦情についての情報システム

消費者保護についての情報システムには以下の事柄が必要である。

1) できるだけ多くの情報を収集し，その要因解析を行うこと。
2) 情報をコンピュータによる合理的なデータベースに収録すること。
3) コンピューターネットワークによって急速かつ容易に検索できること。

各省庁や組織体はデータベースを作成し，コンピューターネットワークにリンクさせるべきである。

Civil Defense : 火災事故のデータベースを作成すること

Traffic Police: 交通事故と路上検査のデータベースを作成すること

MOC　: 消費者の苦情や商業上の紛争のデータベース，ならびに市場査察のデータベースを作成すること
推奨する情報処理の流れを図 2.3 -2 に示す。
紛争の調停以外に、MOCは要因解析を強化し，メーカーと輸入業者に対し欠陥商品についてMOCに報告する義務を課すること。

消費者支援機関：個々の苦情の詳しい要因分析を行った消費者苦情データベースを作成すること。

その他の組織体：担当する特定の分野について消費者の苦情と災害のデータベースを作成すること。
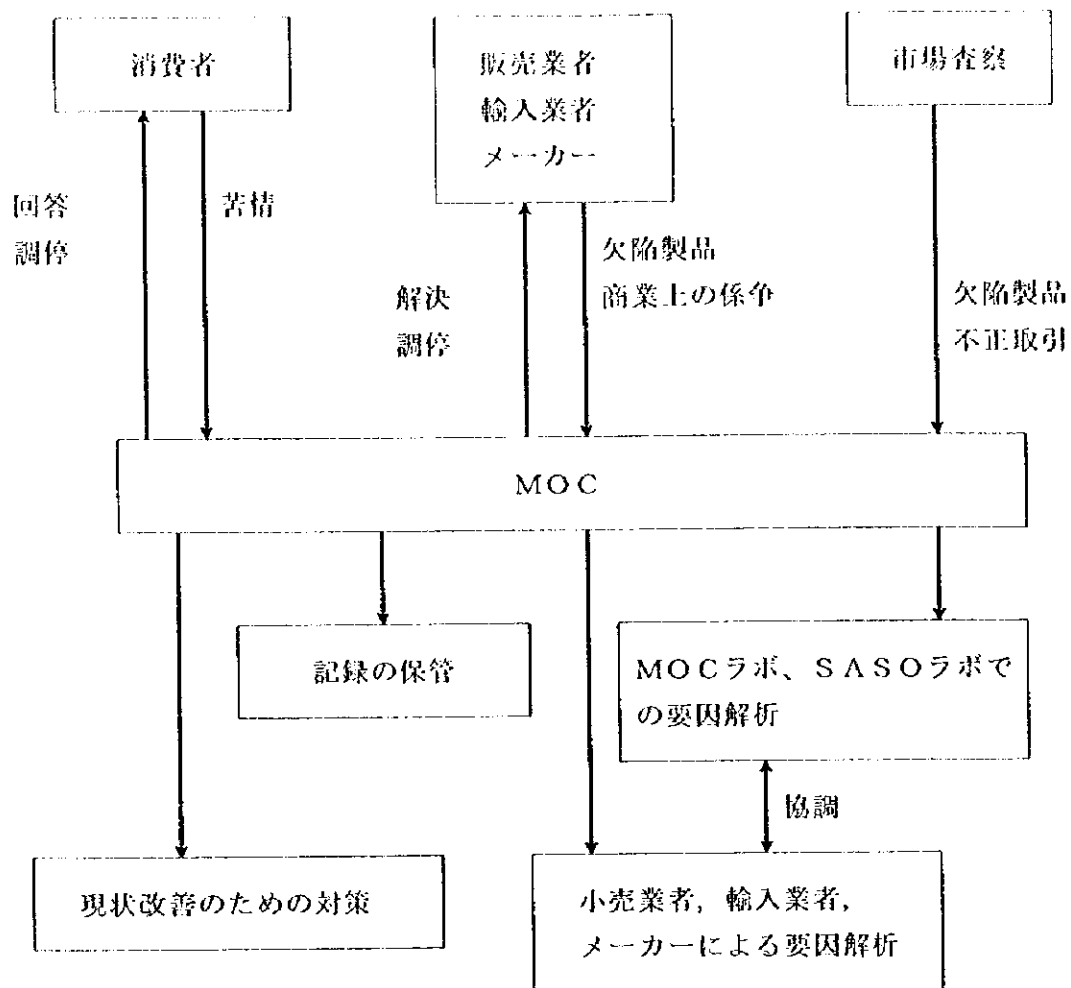
図 2.3 -2　MOCの情報処理の具体案

有効なデータベースを作成するために必要なステップは以下のとおりである。

1）正確かつ事実に則したデータおよび関連事項をできるだけ多く収集すること。

データのインプットがこのシステムの基盤である。オリジナルデータが不正確であったり，必要な事項が入っていなければ，そのシステムは所謂「ガラクタが入力されればガラクタが出力される(Garbage in, Garbage out)」システムになる。

オリジナルデータを作成する検査担当者を十分に教育し，またオリジナル報告書に関するマニュアルを充分に吟味して作成すること。電気が原因となった火災や，タイヤ関連の交通事故，繊維製品に関する消費者の苦情についてのインプットは以下の項目が望ましい。

a) 電気が原因となった火災についてのインプット項目

機器と設置方法の識別

1) メーカーの社名，又は輸入業者の名前，工事業者の名前
2) 機器又は工事の型式と名称

- 配線（高圧）
- 電力計
- ブレーカー
- ソケット
- プラグ
- 屋外スイッチ
- 電気ヒーター
- 電気レンジ
- 冷水器
- デザートクーラー
- 扇風機
- 蛍光灯
- ネオンランプ，配線
- その他
- 配線（低圧）
- 制御盤
- 屋内配線
- テーブルタップ（延長コード）
- 配線用アダプター
- 電気調理器
- 温水器
- 空調機
- 冷蔵庫
- ＴＶセット
- 白熱灯

発火モード（発火の過程）

- （配線の）短絡
- トラッキング
- スパーク
- 誤投入
- 半遮断によるオーバーヒート
- 接地
- 金属接点のオーバーヒート
- 可燃物との接触
- 静電破壊
- 過負荷によるオーバーヒート
- 運転放置

責任の所在

- 欠陥製品
- 製品の誤使用又は保守不足
- 不適切な工事

b) タイヤ関連の交通事故についてのインプット項目

災害の原因を特定することは場合によっては非常に困難である。以下の情報は要因解析に有効である。

運転の記録

- スピードと走行距離
- 積載量

タイヤと保守

- メーカー名，又は輸入業者名
- 製造関連の記録
- 内部空気圧
- トレッドの磨耗
- ポジションチェンジ
- 購入年月日
- 残り溝の深さ
- クラックや割れ目

タイヤの欠陥

- バースト
- パンク
- 剥離

c) 繊維成否に関する消費者の苦情についてのインプット項目

製品の識別	
1) メーカー名，又は輸入業者名 2) 製品の種類（糸，生地，衣類）	
苦情の項目	
1) 表示	
・ 生地の組成の不当表示	・ 取扱い表示不備
・ 原産国の不当表示	
2) 生地	
（外観）	
・ 織地縞むら	・ コースマーク
・ 色むら	・ 織りキズ
（物理的なもの）	
・ ピリング	・ 破れ
・ スナッグ	・ 目よれ
・ 摩耗	・ パイル地のつぶれ
（形状変化）	
・ 縮み	・ しわ
（染色）	
・ 変色	・ 色差
・ 色むら	・ 色落ち
・ 黄変	・ 白化
3) 衣類	
（外観）	
・ 色むら	・ 織編キズ
（縫製）	
・ 縫製不良	
（物理的なもの）	
・ ピリング	・ 破れ
・ スナッグ	・ 摩耗
・ 滑脱	・ 目よれ
・ パイル地のつぶれ	
（形状変化）	
・ 収縮	・ しわ
・ プリント不良	・ コーティング不良
・ 斜行	
（染色）	
・ 変色	・ 黄変
・ 色落ち	・ 白化
・ 色差	
（その他）	
・ 皮膚傷害	・ 静電気
・ 臭気	・ 針の混入

2）的を突いた要因解析

消費者の人身災害，損失又は事故の要因解析には，場合によっては検査機関，高度の技術を有する研究所，および当該の製品のメーカー又は輸入業者間の共同研究が必要である。

日本の場合は，消防研究所、日本自動車研究所、電気安全環境研究所、日本化学繊維

検査協会ならびにその他の半政府機関や民間の調査機関が要因解析の支援を行っている。

3) リレーショナルデータベースとコミュニケーションネットワーク

ハードウエアやソフトウエアのメーカーの多くは適切な解決策を提供できると思われる。図 2.3 -3 は情報のソース、データベース、およびコミュニケーションネットワークの概要を示すものである。ネットワークが完成していない場合は、情報の交換は手作業でも実施できる。
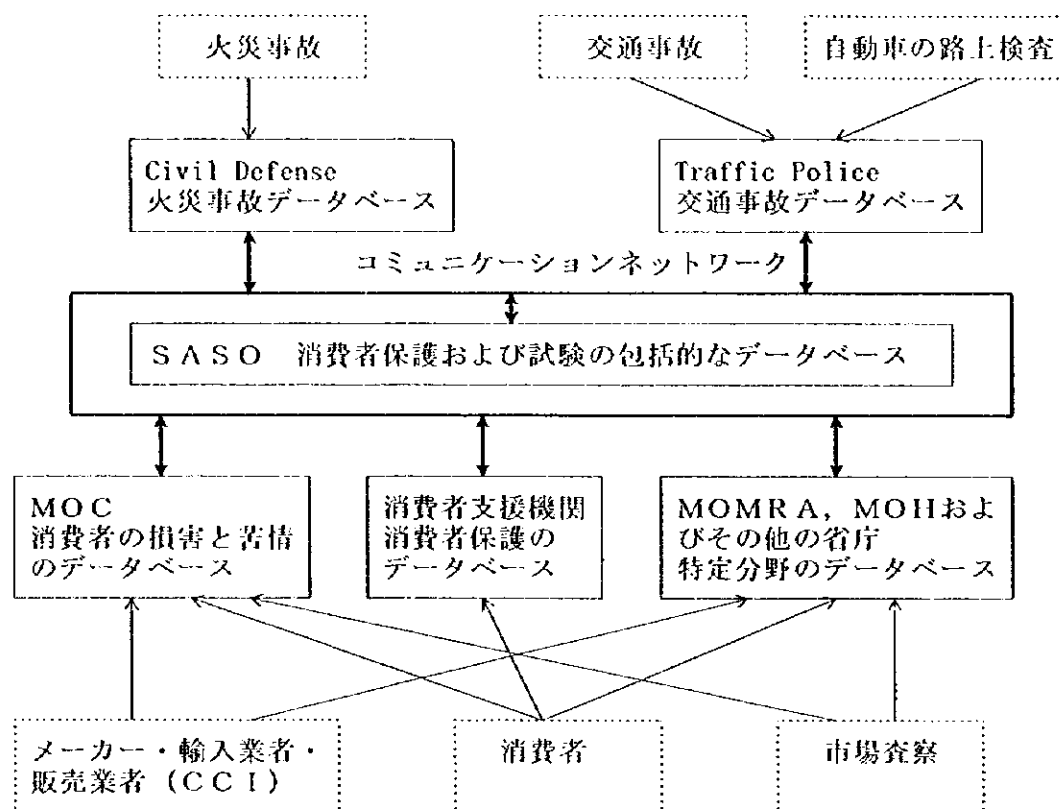
図 2.3 -3　消費者保護データベースとコミュニケーションネットワーク

4）関係組織間のデータベースの有効活用

被害や人身事故，損害の再発を防止するためには，関係するすべての組織、法人、メーカー又は輸入業者がデータを完全に活用することが不可欠である。

・取扱製品は消費者トラブルの調査対象であることを輸入業者に通告し，かつ原因解明について協力を要請する。

・綿密検査のために，安全性について疑いのある製品と，その輸入業者およびメーカー名を税関と担当官庁でリストアップする（ブラックリスト）。

・欠陥製品のリコール，メーカー・輸入業者の公表，および改善要請。

・市場査察と，疑わしい製品の市場から収集したサンプルの試験の強化。

・現行の規格，ルール，手続の改定。

・消費者教育

5）システムの改善

ＳＡＳＯとその他の関連省庁や機関は，システムを改善し，情報の一層の活用を図るために委員会を設置するべきである。

要因解析の専門技術力は次第に成長すると思われるが，必要なスキルと施設についても増強するべきである。災害や消費者被害のオリジナルデータへのインプット項目は実際の災害や被害を生ずる製品のカテゴリーと原因の変化に対応して改定するべきである。

6）消費者保護のためのトータルフィードバックシステムの構築

図 2.3 -4 に示すように，情報システムは応答速度の早いトータルフィードバックシステムを構築するために効果的に活用するべきである。

施策の結果や効果はデータ、事実によって評価されねばならない。正確なデータと事実に基づいた改善の積み重ねが消費者保護システムをより有効なものに仕上げてゆくことができる。
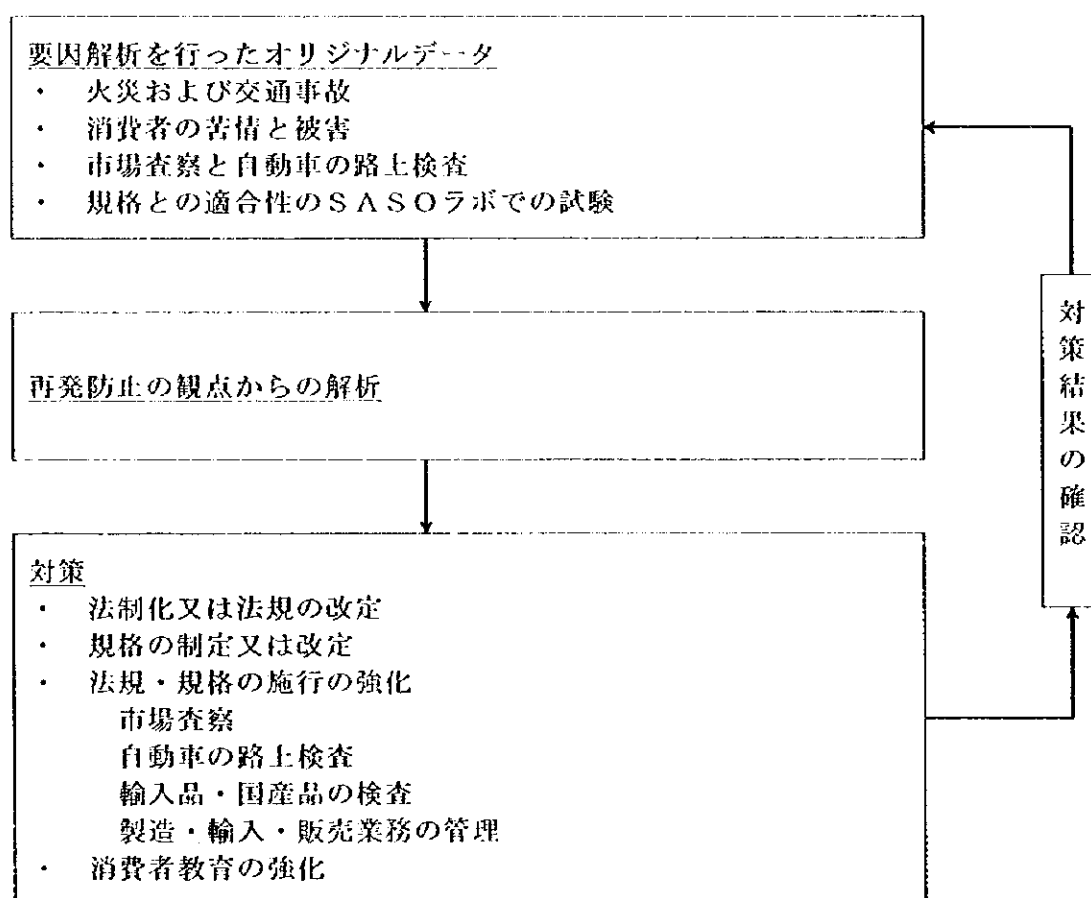
図 2.3-4 消費者保護情報システムのためのトータルフィードバックシステム

2．4　検査・試験システム

この節は第1章に指摘した様な問題を解決するため、今回の詳細調査対象の電気・電子製品、タイヤ及び繊維製品を例として、これらの検査・試験システムにおいて講ずるべき改善措置を述べる。この節は「輸入製品（ICCP非対象製品）」、「国内製品」、「事故及び消費者苦情の原因分析」、「市場査察」及び「屋内配線検査」の５つの部分からなっている。その他の製品に対する改善措置を実施する際には、ここに述べた措置は役立つであろう。

現状の検査・試験システムは、図 2.4-1 に示すように改善されるべきである。
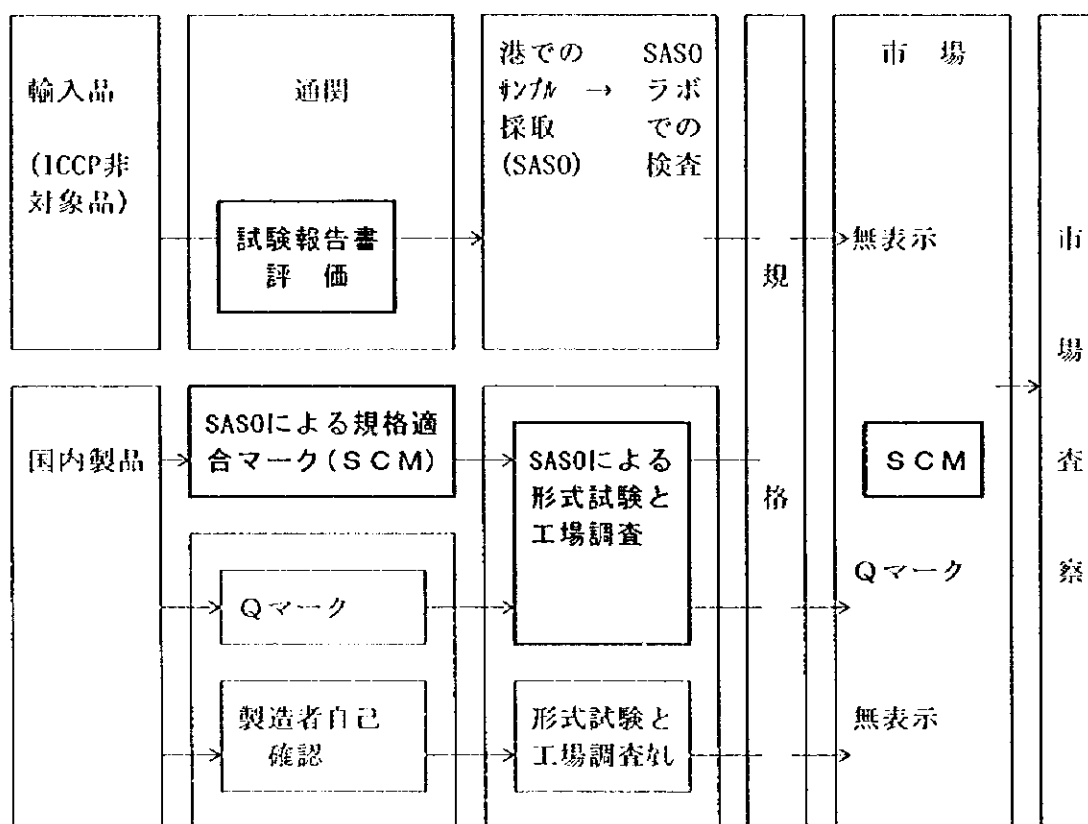
図 2.4-1 検査・試験システムの変更

注）

1）太線で囲った部分は市場製品を管理するため新しく導入すべきものである。

2）「試験報告書評価」は輸入業者の責任の促進を目的としている。

3）ＳＡＳＯによる「規格適合性マーク（ＳＣＭ）」は輸入製品と同様な強制認証制度のもと国内製品の管理の促進を目的としている。

2．4．1 輸入製品（ICCP非対象製品）

輸入業者は、自ら輸入した製品の安全と品質に責任を持つことは当然である。その為に輸入業者は図 2.4.1 -1 に示す製品を市場に置く為の手順を守るべきである。
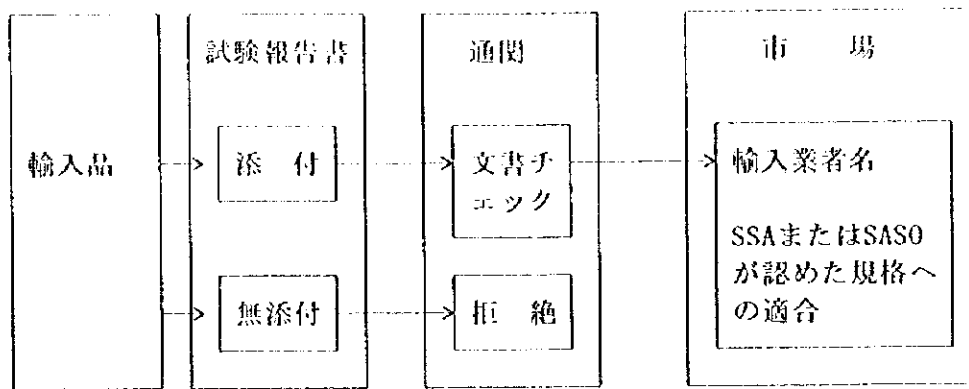
図 2.4.1-1 検査・試験手順ダイヤグラム

輸入業者は、通関時に検査のため下記のものを提出すべきである。

・明確に、容易に消えることがない方法による名称又は略称の製品への表示の申告

・規格適合性を証明したテストレポート

・アラビア語で記述されている取扱説明書

名称又は略称の表示に際しては、製品が小さい場合には、包装箱、タグなどを使用することができる。テストレポートは、メーカのものでもよいし、輸出元の試験所のものでもよい。電気・電子製品については、ＩＥＣＥＥ－ＣＢ制度において発行されたＣＢ証明書は適合性の証明として有効に活用されるべきである。いかなるテストレポートも、３年を越えて古くないこと（製造方法、品質管理方法が変わっている場合が多い）。この期限は、国際的に採用されているものである。また、輸入業者によってテストレポートは、製品の寿命を考慮して１０年以上保持されるべきである。一方、ＭＯＣは、輸入業者と輸入製品のリストを整備し、市場査察時に、例えば、買い上げ試験で不適合になった場合、苦情があった場合などにその輸入業者を追跡及び製品の保全が出来るようにするべきである。

文書チェックは表 2.4.1 -1 に示す様に 1.2 項に述べた問題点を考慮して通関時において不良製品を取り除くために行われるべきである。

表 2.4.1 -1 文書チェックの内容

製品の種類	チェック項目	理由
全製品	輸入業者名と原産国の表示	上述の通り
	試験報告書の内容と有効期限（３年以内）	
電気・電子製品	定格	127V,220V以外の製品の排除
	プラグの形状・寸法等	SSA 規定外のものが多い
繊維製品	繊維組成の表示	偽物が多い

輸入品が上記の検査、試験を満足しなかった場合には、輸入を拒否するか又は要求事項を満足するまで輸入を保留すること。

上記に述べたチェックは直ちに行うのが理想であるが、チェック側のマンパワーの様な問題もあるので市場での問題の大きさなどを考慮して優先順位をつけ計画的に実行することが必要となる。

以下に実行計画を述べる。

第１段階（１９９８年から）

製品範囲	試験項目
すべての電気・電子製品	関連規格の全項目
組織物	繊維組成、染色堅牢度、収縮率

第２段階（２０００年から）

製品範囲	試験項目
幼児用品、肌着など皮膚に直接触れる繊維製品	繊維組成、染色堅牢度、収縮率、ホルムアルデヒドのような有害物質

最終段階（２００２年から）

製品範囲	試験項目
全繊維製品	関連規格の全項目

文書チェックはサウジ・アラビアにおける唯一の標準化機関であるＳＡＳＯに委託すべきである。

この文書チェックを履行すれば、５年以内に不良品の防止に効果がでる。輸入業者及び海外の製造者に対して文書チェックの導入についての情報を与えるべきである。違反者を王令 No. M/11 に従って厳しく管理すれば、更に効果が上がる。

2．4．2 国内製品

国内の製造業者は、自分の製品の安全性と品質に責任を持つことは当然である。そのため製造業者は図 2.4.2 -1 に示す製品を市場に置くための手順を守るべきである。

国内製品を対象に新しい規格適合マーク（ＳＣマーク）制度を強制認証制度として導入するべきである。

なぜならば、現在のＱマークは任意制度のもとに運用され、利用度はかなり低い。市場に相当数の不良品が出回っていることを考慮すれば強制認証が必要なことは明白である。
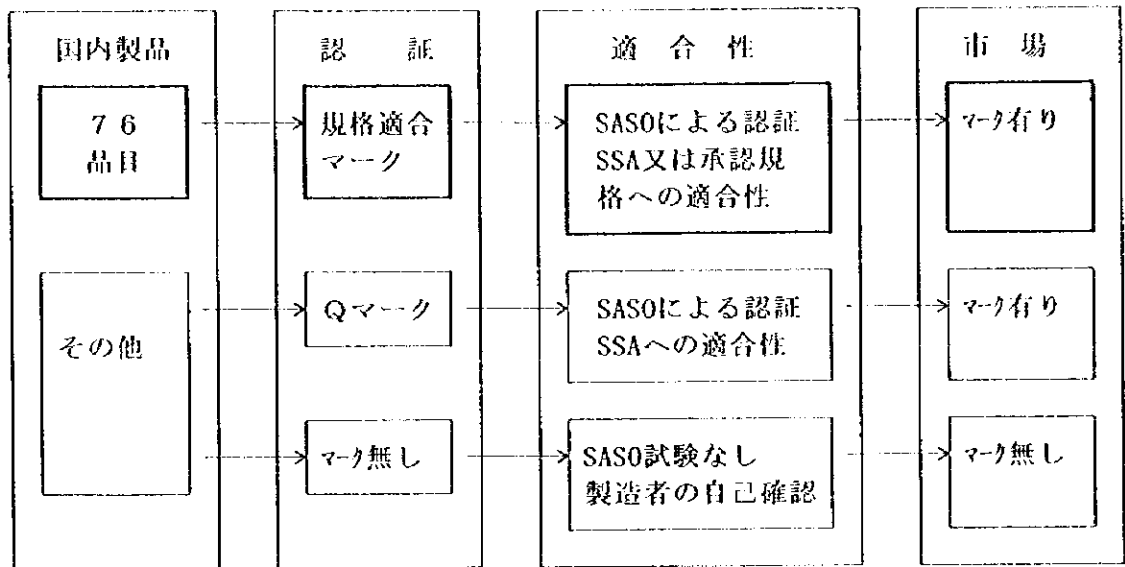
図 2.4.2 -1　検査・試験システムの概要

注）太線で囲った部分は市場に置かれた製品の管理を改善するために新たに導入すべき「規格適合マーク（ＳＣＭ）」に関連する箇所である。

このＳＣマーク制度は、ＩＣＣＰの対象製品と同じ製品について適用する。なぜなら、サウディ・アラビアは製品の調達を海外に依存しておりその中で特に消費者のために危険度の高い、又は品質を確保することが重要である製品についてＩＣＣＰで対象としたと理解できるので国内製品についても同様なことが言えるためである。

ＳＣマーク制度は、ＳＡＳＯにより運営されるべきである。なぜならばＳＡＳＯはサウディ・アラビア唯一の標準化機関である。

この規格適合制度は、タイプテスト、初回工場調査、定期工場調査から構成され、Ｑマークとほぼ同じである。しかしながら強制認証の形態をとるので国内メーカに準備期間を与える必要がある。従って、この制度導入３年後から工場調査を始めることとし、それまではタイプテストのみ行って認証する。

この制度の特色は、強制認証と同時にマークの使用である。これにより、一般消費者はマークのある製品を安心して買うことが出来る。

現在Ｑマークを取得している製品については、自動的に規格適合性マークを付与すべき

である。なぜならば、適用規格、認証システムは実質的に同様なものであるからである。

２．４．３ 事故及び消費者苦情の原因分析

原因究明は、事故と消費者苦情の再発防止のために大変重要である。しかしながら、これに対応するシステムは 1.10.3 項に述べた様に多くの事故や苦情があるにも係わらず、構築されていない。その為には図 2.4.3 -1 に示すシステムを構築すべきである。
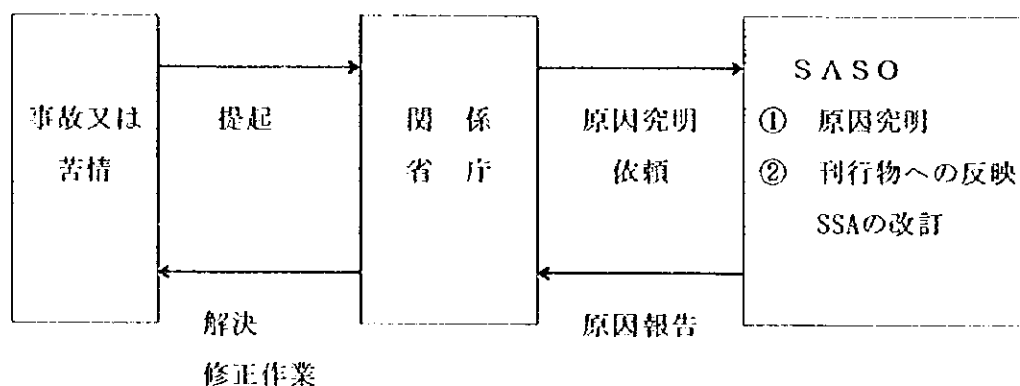
図 2.4.3-1 原因分析システム

各規制当局は苦情と事故の原因分析を行い、問題を解決する責任を有している。Civil Defense が作成した火災事故統計によれば、電気的短絡又は電気配線に起因する住宅の火災件数は 5,034件で、その内の約６５％が個人用住宅である。しかしながらこの統計は火災の状況と事故製品名しか含んでいない。そのため、実際の火災原因を再発防止のために調査すべきである。

規制当局は、寄せられた又は収集した情報を基にＳＡＳＯと当該メーカと協力して原因の究明を行い、必要があれば、法律・規則の制定又は改正を行い、ＳＳＡの制定又は改正の必要性が認められればその旨をＳＡＳＯに働きかけるべきである。一方、ＳＡＳＯは、試験・認証機関として専門的知識を有しており、原因究明には積極的に参加すべきである。また、必要があれば、ＳＡＳＯを原因究明機関として正式に各担当規制当局は指定することも考えるべきである。また、ＳＡＳＯは、その役割の中に、この活動を明記することも考慮する必要がある。

２．４．４ 市場査察

市場査察は食料品については頻繁に実施しているがその他のものについては殆ど行われていない。市場査察は、苦情が申し立てられたときに行っている。全ての製品について規制当局の限られた容量で市場査察を行うのは困難である。従って、市場での問題の大きさを勘案して短期目標及び中期目標を設定し、優先度により、順次市場査察を実施すべきで

ある。ここでは詳細調査対象の電気・電子機器、タイヤ及び繊維製品について述べる。

1） 電気・電子製品

a) 市場での目視検査（短期目標）

市場での目視検査による査察計画を表 2.4.4-1に示す。

表 2.4.4-1　市場査察計画（電気・電子製品）

製品種類	検査項目	時期	都市	年間検査数
完成品	定格表示	２月	Riyadh	最低１０００個
	プラグ極配置	５月	Damman	
電源用アダプター及び延長コードセット	定格表示	８月		
	差込み極配置	１１月	Jeddah	

査察対象製品の数を年間１０００個にしたのは、市場での問題が多いので今後の統計資料に資するためである。

１０００個について市場査察を行うためには、次の規模で行う必要がある。

都市数	年頻度	日・グループの試験数	各市の人員	期間（日）
３	４	２０	４（２グループ）	３

１組はＭＯＣ１名、ＳＡＳＯ１名の組み合わせとする。これは、ＭＯＣが行政的権限を持ち、ＳＡＳＯが技術的なサポートをするという観点からである。

b) 電源用アダプターと延長コードセットの市場品買上げ試験（短期目標）

市場で大きな問題となっている製品である。これらの製品についてのＳＳＡは、現在制定されていないが、プラグ、電線及びコンセントのＳＳＡを組み合わせ適用すれば、試験が出来る。

c) その他の製品の市場買上げ試験（中期目標）

過去に事故又は苦情のあった製品を中心に行う。温水器、調理器具、採暖用電熱器具、換気扇、コンセントなどが例である。

2）タイヤ

タイヤについては、それ自体の品質というよりは販売ルートでの保管方法、ユーザメンテナンスに問題があるので販売店においてタイヤの取扱い（保管状況）、購買者への

使用方法の説明方法、販売店のタイヤに関する知識の有無などを調査する。また、実際のタイヤの使用状況を調査しドライバーに注意を促すためにタイヤディーラと協力して路上検査を行う。

a) 市場査察 (中期目標)

市場査察計画を表 2.4.4-2.に示す。

表 2.4.4.-2 市場査察計画 (タイヤ)

製品種類	検査項目	時期	都市	年間検査店数
乗用車・バス用タイヤ	表 2.4.4-3 参照	2月	Riyadh	最低 90
		5月		
		8月	Damman	
		11月	Jeddah	

査察対象製品の数を年間90販売店にしたのは、今後の統計資料に資するためである。90販売店について市場査察を行う方法は電気・電子製品に対するものと同じである。

都市数	年頻度	1日の検査店舗数	各市の人員	期間 (日)
3	4	5/ｸﾞﾙｰﾌﾟ	2 /ｸﾞﾙｰﾌﾟ	3

市場査察におけるチェック項目とその理由は、表 2.4.4.-3に示されている。

表2.4.4.-3 チェック項目

チェック項目	理由
ガルフ規格 No.581/1995 "Requirment for Storage of Motor Vehicle Tires" によるタイヤの保管状況	調査団が調査した4～5軒のタイヤ店では10～12のタイヤを積み重ねて保管していた。
小売り業者から購入者 (消費者) へのタイヤの情報の供給度	小売業者から購入者へのタイヤ維持に関する適切な情報提供が不可欠
取扱説明の添付状況	
SASO、Traffic Policeなどが開催するセミナーへの小売業者の参加状況	小売業者がタイヤに対する充分な知識を持っていない。
中古タイヤの販売状況	中古タイヤの販売は禁止されるべきである。

b) 路上検査（短期目標）

路上検査は、表 2.4.4-4 に示されているように行うこと。

表 2.4.4 -4 路上検査計画

車の種類	検査項目	季節	都市	年間検査台数
乗用車およびバス	空気圧	夏期とメッカ巡礼時期	Riyadh	最低 10,000台
			Damman	
	残存みぞ深さ		Jeddah	
			Meddinah	
	クラックと傷		Mecca	

参考のために、日本において警察と(社)日本自動車タイヤ協会（ＪＡＴＭＡ）と協力して行われた路上検査の結果を表 2.4.4 -5 に示す。

表 2.4.4 -5 日本における路上検査の結果

年	1968		1983		1993	
調査数	9		225		178	
調査車両台数	2,493		43,791		21,325	
欠陥タイヤ装着台数	941		7,787		2,935	
欠陥割合（%）	37.7		17.8		13.8	
欠陥詳細	台数	%	台数	%	台数	%
残留溝深さ不足	435	17.4	5,380	12.3	1,560	7.3
異常磨耗	0	0	1,466	3.3	845	4.0
コードに達する外部損傷	192	7.7	445	1.0	161	0.8
トレッドにクギ他	0	0	198	0.5	92	0.4
空気圧過不足	328	13.2	521	1.2	279	1.3
その他	0	0	604	1.4	216	1.0
合　計	955	-	8,614	-	3,153	-

（資料; JATMA）

日本において行われた路上検査の結果、２５年の長い年月を掛けて欠陥タイヤの使用が３７．７％から１３．８％まで減少した。従って、サウディ・アラビアにおいて同様な検査を行えば、同様な効果が得られるだろう。

路上検査の対象車数を１０、０００台としたのは、今まで実施したことがないのに加え、今後の情報として役立て、また、ドライバー教育を兼ねるためである。

１０、０００台を検査するためには次の規模で行う必要がある。

都市数	年頻度	１日の検査車両数	各市の人員	期間（日）
5	2	２００ （１グループ当たり）	１０ （1グループ5名）	3

タイヤに関するアンケートは、現状の実態把握と将来の是正措置を講ずるために路上検査場所においてドライバーに対して行う。この検査を行うに際しては、交通警察とＣＣＩ（タイヤ輸入業者、卸業者、販売店グループの組織）の協力は、日本同様不可欠である。ＳＡＳＯも技術専門家としての参加は、不可欠である。

表 2.4.4 -6　路上検査時のアンケート

<table>
<tr><th></th><th>質　問</th><th colspan="2">選択式回答</th></tr>
<tr><td rowspan="7">1</td><td rowspan="7">空気圧</td><td>チェックの頻度</td><td>チェック方法</td></tr>
<tr><td>毎日</td><td rowspan="3">目視によるタイヤの変形</td></tr>
<tr><td>週１回</td></tr>
<tr><td>月１回</td></tr>
<tr><td>不定期、例えば長距離ドライブ前</td><td rowspan="3">圧力計による空気圧の測定</td></tr>
<tr><td>無チェック</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td>2</td><td>標準空気圧の認識</td><td colspan="2">Ｙｅｓ(　　　kgf)　　　　Ｎｏ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td rowspan="4">タイヤ位置のローテーション</td><td colspan="2">定期的変更</td></tr>
<tr><td colspan="2">ドライブ距離後</td></tr>
<tr><td colspan="2">ローテーションせず</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他　(　　　　)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">4</td><td rowspan="3">タイヤの交換</td><td colspan="2">損傷時</td></tr>
<tr><td colspan="2">溝深さが許容値以下になった時</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他　(　　　　)</td></tr>
</table>

3）繊維製品

繊維素材の反物及び衣類について以下に述べる様に検査されるべきである。

a)市場での目視検査

検査は表 2.4.4-7 に従って行われるべきである。ラベル表示（安全事項）については短期目標、製品品質については中期目標である。

表 2.4.4 -7 市場査察計画（繊維製品）

製品種類	検査項目	時期	都市	年間検査数
絹の反物	表 2.4.4-9 参照	2月	Riyadh	最低　2000
		5月		
		8月	Damman	
		11月	Jeddah	

検査数２、０００個は、製品に紛らわしい表示が多いので市場の実態把握の為である。これを実現させるためには、次の規模で実施する必要がある。

都市数	年頻度	日・グループの試験数	各市の人員	期間（日）
3	4	４０	4（2グループ）	3

各グループは、ＭＯＣ１名、ＳＡＳＯ１名とする。両者の構成の理由は、他の製品の市場査察と同じである。

査察のチェック項目は、表 2.4.4 -8 のとおりである。

表 2.4.4 -8 査察のチェック項目

査察対象	検査項目
表示	繊維組成
	原産国
	取扱い表示（反物には不要）
製造品質	外観
	縫製（反物には不要）

表 2.4.4-8 に述べた外観及び縫製の具体的チェック項目は表 2.4.4-9のとおりである。

表 2.4.4 -9 チェック項目

チェック項目	
外　観	縫　製
対称性	パッカリング
各部の模様のずれ	縫い外れ
よごれ	縫目飛び
織り方	縫糸切れ
アイロン照り	針穴きず
異臭	リンキング不良（目落ち）
色変化／色ムラ	縫目滑脱
プリント不良	縫目曲がり
目よれ	

b) 繊維組成（特に絹製品）、縮み、染色堅牢度に関するＳＡＳＯラボでの試験による市場査察(中期目標)

4）全分野の製品（短期目標）

a) 市場での原産国及び輸入業者又はメーカの名称/略称の目視検査

b) 販売店での消費者等からの苦情と対応策の収集

市場査察を効率的に推進するため委員会を設置し、次の事項を検討すべきである。

① 市場査察手順の制定と情報の収集方法の確立

② 市場査察の年間計画

③ 市場査察の結果の公表方法

④ 不適合品の処理手順

委員会は、関連省庁、大学教授、商工会議所（販売業者、小売業者及び製造業者）、消費者支援機関及びＳＡＳＯにより構成されるべきである。市場査察の結果は、危険な製品の公表をするために新聞及び消費者雑誌の様なメディアを使うべきである。

２．４．５　屋内配線検査

2.2.4 及び 2.6.1 に述べた様に、屋内配線法を制定すべきである。何故ならば、不適

切な屋内配線が問題化されており、ビルディング、住宅などの屋内配線を適切に工事を行うための「Saudi Application Guides 」がまさにＳＡＳＯにより制定されようとしている。

これらの法律及びガイドが制定された後、ビルディングなどの屋内配線はこれらに基づいて検査すべきである。

この国の火災原因を勘案して少なくとも表 2.4.5 -1 のチェック項目を検査に含めるべきである。

表 2.4.5 -1 屋内配線検査のチェック項目

電気部品　要員	チェック項目
屋内配線用電線	遮断器の定格に見合う断面積
コンセント	商用電源に対応する極配置と定格表示
配線用遮断器	供給定格電圧表示
電気工事士	有資格者による配線工事

ＭＯＩＥは、屋内配線法を施行する責任を持つべきである。この法律によってカバーされる Saudi Application Guides を適用するに際して、ＭＯＩＥは、屋内配線検査を実行する検査機関を認定する機関としてＳＡＳＯを任命すべきである。

検査実行のためのシステムを図 2.4.5 -1 に示す。
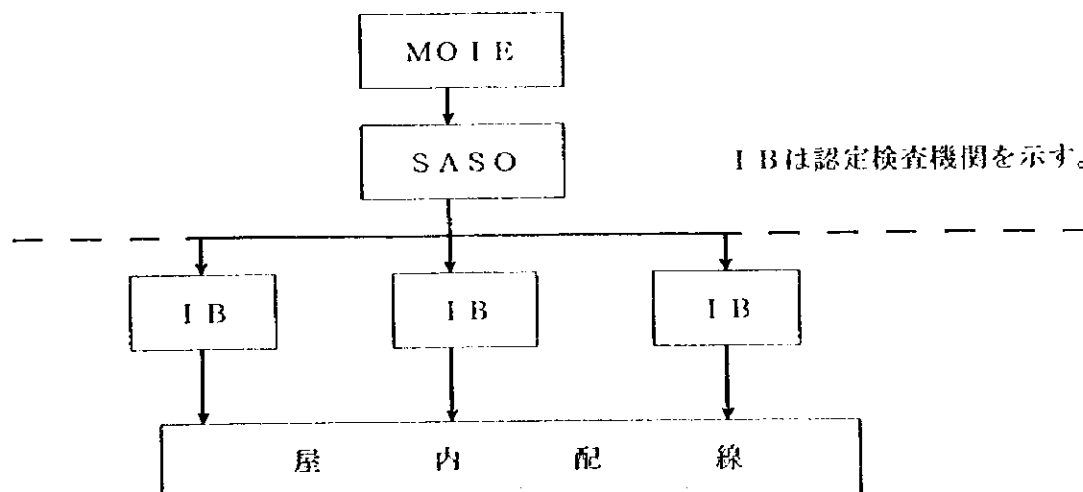
図 2.4.5 -1 屋内配線検査のシステム

2．5　消費者教育と資格制度

1.11 に記した様に、消費者教育は非常に重要な事項である。 2.5.1.に消費者教育の強化策を示す。

粗悪な屋内配線により多くの火災が発生しており、 1.2.2.に示すように屋内配線工事の資格制度を見直し、強化する必要がある。2.5.2.に屋内配線工事の資格制度の推奨案を示す。

それに、サウディ・アラビアの小さな修理店における家庭用電気・電子製品の修理技術はややお粗末で、2.5.2.にその改善策を提案している。

2．5．1　消費者教育

サウジ・アラビアの人々に対して学校や成人教育を通じて消費者教育を強化しなければならない。2.2.1.で説明したように、消費者は消費者製品の賢い選択を行い、注意深く使い、保守をする義務がある。従って消費者教育を、政府又は消費者支援機関により実施し、消費生活における消費者の義務を自覚し実行する事を支援する。

消費者教育は、次の２つの側面を考慮して行われなければならない。

①　現在の経済社会における消費生活の在り方 ： 理念的側面

②　消費生活に必要な基礎知識、識別力、合理的生活設計能力： 実利的側面

消費者教育は次の様な観点から推進されなければならない。

理念的側面の重要ポイント

- 注意深く使用し、正しい保守をすると言う様な消費者の基本的義務：初等学校において実施
- 消費者保護に関する法律や規則、消費者の権利、それを使って健全な消費生活の仕方、及び消費者事故、被害、苦情の対処方法：中等学校において実施
- 関連法規／規格：工業・商業学校において実施

実利的側面の重要ポイント

- 火災の予防、感電や交通事故などの安全に関する基本的且つ重要な事柄に関する消費者教育
- 適切な表示を通して製品の正しい認識の基に消費者製品を購入すると言う様な消費生活の基本的知識に関する消費者教育
- 交通安全、サウジ・アラビアでは自動車運転は日常生活において必要欠くべからざる技能であるので特に男子学生に対してタイヤの正しい使用方法

更に、次のような方法、メディアを効果的且つ補足的に使うべきである。

1）怪我や被害の実例による教育（交通事故、火災、感電事故、衣服の縮み、洗濯による色褪せ等）及びそれらの原因究明や新聞、テレビ、雑誌を使い再発防止策

2）市場における製品の選択のチェックポイントの雑誌記事

3）関係省庁による連携した総合施策やキャンペーンの実施（MOC，MOInt.，MOIE，MOMRA，MOE，SASO）

タイヤによる例：

a) タイヤを含む自動車の適切な保守に関する路上検査（残溝深さ、空気圧、速度定格、片減り等）（MOInf.）

b) ドライバー教育（MOInt.）

c) タイヤの保管や保守情報（SASO）

d) 販売店や自動車修理店への巡回指導（MOC，SASO）

e) 交通安全のセミナー：

交通規則（MOInt.）

タイヤの適切な使用方法（SASO）

4）消費者支援機関による消費者教育

a) 消費者コンサルタント

b) 製品の試験と結果の消費者雑誌等への公表

c) 被害や事故情報の収集と公表

d) マスメディアを通しての権利、義務に関する消費者啓蒙活動

2．5．2　資格制度

良質の屋内配線工事の確保の為に、屋内配線工事の資格制度を完成させる必要がある。

1.2.2 に述べた様に、1976年に「電気・機械工事に関する資格規則」が制定されているが、屋内配線工事の資格制度が効果的に機能していない。サウディ・アラビアでは、現在屋内配線工事は、単に施主と施工業者の契約によっている。工事が終った時に、電気工事コンサルタントのチェックが期待されている。

良質の屋内配線工事は、良質な配線工事技能による注意深い仕事からのみ得られるものである。この事は品質管理の基礎である。

屋内配線資格制度は、次の様な手順で強化すべきである。

a) 屋内配線工事士の資格制度は、屋内配線法で制定する。

b) 資格を持つ技能者は、屋内配線法に従って工事する義務を負う。

c) 屋内配線工事は資格を持つ技能者によってのみ行われる。

d) 資格は、資格試験の合格者に与えられる。

e) 資格試験は次の様な内容で行なう。

・屋内配線の知識及び保守

・屋内配線の実際の技能及び保守

更に詳しく言えば、次の知識：

・電気の基礎理論

・屋内配線の理論と設計

・電気機器、配線器具及部品

・電気配線材料と工具

・電気配線方法と検査方法

f) 具体的な知識は、職業訓練センターで習得する。

g) ＭＯＩＥ，ＳＡＳＯや技術協会の協力の下に、各地方自治体で試験を実施する。

h) 地方自治体より試験合格者には認定証を授与する。

i) 資格は技術の進歩に追いつく為に定期的に更新する。

一方、家庭用電気・電子製品の修理技術の向上を図る為、職業訓練センターは、それに関する特別なコースを設ける。講師は、家庭用電気・電子機器の大メーカーや修理センターから招聘する。

２．６　各製品分野における主要な問題点の解決策

この節では、各製品グループにおける消費者保護の問題が提案された方策によってどのように改善されるかを示す。

２．６．１ 電気・電子製品

この節については、1.10.4節を参照のこと。

１）偽ないし紛らわしい表示

・消費者は品物を選ぶ際、原産地などの表示の内容に大きく依存しているので、表示は極めて重要である。1.10.4　で述べたように、消費者だけでなく良心的な国内メーカーも偽物や低品質製品の犠牲になっている。

・偽の表示や安い低品質製品から消費者および良心的な国内メーカーを守る解決策を、1.10.4　に述べた蛍光灯用バラストを例にとって以下に説明する。

・バラストに関する苦情を受けたら、ＭＯＣはそのバラストをＳＡＳＯラボに持っていき試験をしてもらう、一方でバラストやシールのルートを追跡する。ＭＯＣは追跡した輸入業者やメーカーにそれらを輸入しないようまた使用しないように警告する。それでも事態が改善しないときは、輸入業者やメーカーの業務を差し止める。

・従ってチームは、偽ないし紛らわしい表示を禁止するため日本で発布されているような「表示法」の制定を提案する。

・ＳＡＳＯとＭＯＣは共同で市場査察を実施し偽のまた紛らわしい表示がないかチェックする必要が有る。

・輸入業者は義務としてその名前または略号を製品またはその包装箱に添付し、製品に対する責任を明確にし、偽乃至紛らわしい表示を防止し、必要が有れば輸入品のルートを輸出業者まで追跡する。

表 2.6.1-1は問題点と解決策を要約したものである。

表 2.6.1-1　問題点と解決策（偽ないし紛らわしい表示）

問　題　点	解　決　策
原産地国や商標、定格の偽や間違い易い表記	a）チェックと検査のためサンプルのＳＡＳＯラボへの送付 b）表示法の制定 c）ＭＯＣとＳＡＳＯによる市場査察 d）製品に輸入業者名表示の義務付け

２）取扱説明書

・1.10.4で述べたように多くの取扱説明書が英語で書かれている。ＳＳＡでは、アラビア語で書かれた取扱説明書を製品に添付するよう規定している。市場査察を通じて輸

入業者や流通業者に自分が扱う製品にアラビア語で書かれた取扱説明書が添付しているかチェックするよう指導する必要がある。それでも事態が改善しないときは、輸入業者や流通業者に罰則を課す。

表 2.6.1-2は問題点と解決策を要約したものである。

表 2.6.1-2 問題点と解決策（取扱説明書）

問　題　点	解　決　策
取扱説明書の多くは英語で書かれている。	a) 市場査察によりマニュアルがアラビア語で書かれているかチェックする。 b) 輸入業者や流通業者にマニュアルがアラビア語で書かれているかチェックの義務を負わせる。

3） 127V と 220Vの二つの電圧間の誤用

・電圧の誤用を避けるため、消費者は製品を購入するときまた使用するときその製品が127V用なのか 220V 用なのか確認しなければならない。雑誌「The consumer」は、消費者にそうするよう呼びかける記事を繰り返し載せている。このことは、電気一般および家庭用電気器具について消費者教育が必要なことを物語っている。

・1.10.4 で述べたように電圧の誤用は例外的なことではなく、一般によく起こっていることである。電圧の誤用を防ぐには、消費者教育だけでは不十分である。実際、電圧の誤用は以下に述べる２電圧システムおよびその接続器具と密接な関係があり、思い切った対策が必要である。

4） ２電圧システムおよびその接続器具

a） ２電圧システム

・電圧の誤用は消費者の不注意、不適切な屋内配線およびＳＳＡに適合しない各種の接続用アダプターによって引き起こされるが、根本的な原因は127V、220Vという２電圧が存在することである。もしも電圧がひとつだけなら、電圧の誤用は起こるはずがない。

・電圧を統一して一つにすることが最善の方法である。伝えられるところによると、220V に電圧を統一する議論が始まったようである。電圧統一はたしかに大変な苦労を伴う仕事では有るが、消費者保護の観点からやるだけの価値のある仕事である。

・220Vへ統一する過渡期には、220Vを127Vに変換するアダプターあるいは変圧器を消費者に無料で貸し出し、127V用の家庭用電気器具を 220Vでも使用できるようにする必要がある。

b） 接続器具(アウトレット、プラグおよび接続用アダプター)

・現在の２電圧システムで電圧の誤用を防ぐための要点は、127V電源線には127V専用のアウトレットを、また 220V電源線には 220V 専用のアウトレットを使用するこ

とである。少なくとも今後建てられる新築の家は、127Vまたは220V専用のアウトレットを備えるようにする。

・電圧の誤用を防ぐためのもう一つの要点は、電気・電子製品を127Vで使用するものと220Vで使用するものとに厳密に分ける、例えば貯湯湯沸し器やエアコンなどは220V用に、他のものは127V用にというように二つのグループに分けることである。もしも製品が二つのグループに分けられたら、127Vで使用する製品には 127V専用のプラグを、220Vで使用するる製品には220V専用のプラグを付属させることである。第2次現地調査でサンプル試験用に購入した物の内、炊飯器だけがＳＳＡに適合したプラグを付けた延長コ ードを持っていた。

・SSA 444/1985 'Plugs and Socket-outlets for Household and Similar Use' 「家屋および同様な一般用途用プラグおよびソケット・アウトレット」は、127Vおよび220V用に、専用のプラグ、ソケット・アウトレットおよびソケット・アウトレット

・アダプターを規格で定めている。しかし実際にはこの規格が守られていない。現在220V用に広く使われている２丸ピンプラグを規格に取り入れるべきか検討が必要かもしれない。

・接続用アダプター

必ずしも品質がいいとは言えない様々な接続用アダプターが市場で売られている。「アンケート」によると、アダプターなしでは電源に接続できない製品を接続するのに接続用アダプターが広く使われているのがわかる。接続用アダプターも127Vまたは220V専用でなければならない。現在のアウトレットの見直しおよび電圧の統一化までの移行期間の間、接続用アダプターの規格化が必要かもしれない。

・２電圧システムおよびその接続器具に関連する問題の解決は、それらが長年使用されてきたことから容易ではない。問題の解決には、長い時間と忍耐を伴った取り組みが必要となろう。しかしながら、消費者保護の観点からみるとき、この問題をこのまま放置することはできない。

表 2.6.1 -3は問題点と解決策を要約したものである。

表 2.6.1 -3　問題点と解決策（電圧の誤用）

問　題　点	解　決　策
127Vと220Vの誤用	a) マスメディアによる消費者教育 b) 127Vと220V用に規格で指定した用接続器具の厳密な使用 c) 製品の２電圧グループ（127V及び220V）への分類分け d) 220Vプラグ規格の見直し e) 電圧の統一（220V） f) アダプター形状の規格化

5） 劣悪な屋内配線

・1.10.4で述べたように、季刊誌「The Consumer」は、断面積が適当でない電線大容量の電気製品に対し容量が適当でないヒューズ、不適当な回路遮断器、不適切な接地など、不適切な屋内配線について消費者に注意を呼びかけている。

・新築の家に127Vおよび220V専用のアウトレットが使われるかどうかは屋内配線で決定される。適切な配線は、火災、家庭電気品の故障や電圧の誤用を防ぐ。その重要性にもかかわらず、屋内配線はこれまで十分に監視されてきたとは言えないし、また現在もなされていない。

・現在審議中の「Saudi Application Guides」は、屋内配線に用いられる機器、電線および方法を細かく規定しており、この面で役立つものと思われる。この指針が実施されると、新たな検査体制が導入され屋内配線を検査し、ＳＡＳＯは検査および証明書の発行で重要な役割をすることになると言われている、しかしこの指針を効果あるものにするため、屋内配線法を制定する必要がある。〔2.2.4 屋内配線法の制定を参照〕

・屋内配線の品質と安全性を確保するため、屋内配線は有資格の電気工によって行われなければならない。有資格の配線工は、指針に従って工事を行う義務がある。サウディ・アラビアには 2.2.4 1) に述べた様に「電気及び機械工事の資格規定」があるが、実施状況は極めて弱く、強化する必要がある。

表 2.6.1 -4は問題点と解決策を要約したものである。

表 2.6.1 -4　問題点と解決策(劣悪な屋内配線)

問　題　点	解　決　策
質の悪い屋内配線が多い	a) Saudi Application Guides の制定 b) 屋内配線法の制定 c) 屋内配線工資格制度の厳密な実施 d) 屋内配線検査の強化

6） 間違った使い方による故障

・消費者による電圧や製品の間違った使い方に起因する故障に関しては、消費者教育や学校・マスメディアを通じた教育が決定的に重要である。

・要は、故障の再発防止のためマスメディアを通じて故障についての正確な情報が与えられることである。

7） その他

・塩害による錆に関しては、ＳＳＡの中に対策を含めて盛込むべきであろう。

最後に、「Saudi Application Guides」、接続用アダプターの規格化および電圧の統一が実施されれば、電気・電子製品関連の事故の数は、著しく減少するであろう。ＳＡＳＯが重要な役割を担うことになるこの様なプロジェクトには、熱心なまた辛抱強い取

り組みが必要であり、国家百年の計からも消費者保護の観点からも実施を早める必要がある。

図 2.6.1 -1は、関連省庁間の協力を基に、電気・電子製品に関する問題を解決し、その品質を確保するための全般的な活動を示している。
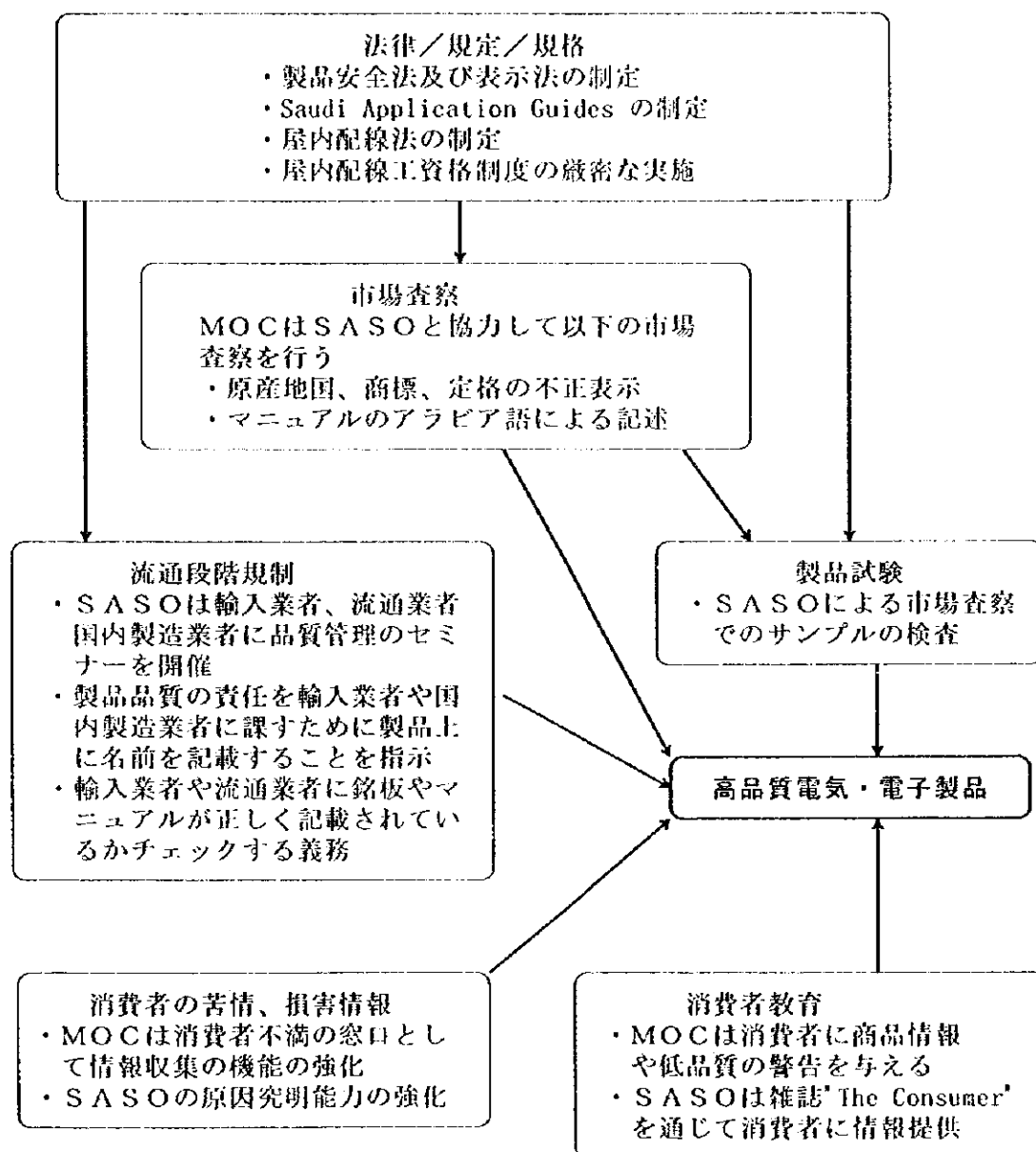
図 2.6.1 -1　電気・電子製品に関する総合的な協力活動

2．6．2 タイヤ

表 1.12.2 -2へ明記したタイヤが原因の交通事故の減少対策は、以下の1）～5）に示す如く忍耐強くて継続的な消費者教育が必要であり、ＳＳＡの見直しやＳＡＳＯラボの能力、実行力の向上が必要である。

１）流通チャネルの管理

a）小売商は客へ必要な情報を与える、そしてタイヤへアラビア語の使用説明書(カード)を確実に添付する。そして、タイヤの側面へプリントされた仕様についての客への説明と使用説明書の例を図 2.6.2 -1に示す。

b）中古タイヤの販売は絶対禁止とするべきである。
ＭＯＣは中古タイヤの販売を禁止するに必要な法規を準備すべきである。

２）市場査察

a）小売市場はタイヤの適正な保管、中古タイヤ販売禁止、店員から客への情報の提供、使用説明書(カード)添付について定期的にチェックさるべきである。

b）道路でのタイヤチェック
Traffic Policeはこのレポートの2.4.4項で明記した様にタイヤの適切な使用について路上での検査を行うように進めるべきである。C.C.Iはこの活動に明確なる支援をすべきである。この検査は日本では明らかに効果が得られている。

３）消費者教育

a）2.5.1で明記のごとく高校生には交通安全とタイヤの適切な使用法についても教育すべきである。自動車の運転はサウジ・アラビアの人に欠く事ができないし、タイヤの適切な使用法はサウデイアラビアの気候や社会環境のもとで非常に重要である。

b）小売商が客へ充分な情報を与えられる様に小売商を教育する。

c）ＳＡＳＯはTraffic Police, C.C.I そして大口タイヤ輸入業者と協力して雑誌“The Consumer”や他の効果的なメディアを使用しながら交通安全のセミナーを実施すべきである。

４）規格

a）乗用車とバス用の再生タイヤはSSA No.1275/1997から削除することを検討すべきである。ＳＡＳＯラボでのサンプルテストで示す如く再生タイヤの品質は劣る。そこで乗用車用とバス用の再生タイヤの使用はサウジ・アラビアでは推奨できない。

b）ＳＡＳＯはタイヤの適切な保守や使用法を明記した標準を設定すべきである。それにより、これらの教育と義務を消費者へ負わせることにより、タイヤトラブル減少に非常に効果がある。

c）タイヤ保管のためのＳＳＡは横積みタイヤ本数の制限数の規定を追加すべきである。横積みの場合は下方のタイヤがダメージを受ける。

５）ＳＡＳＯ ラボの強化

a）ＳＡＳＯラボのタイヤの試験項目は規格記載項目を評価するには不充分である。これは、それらの試験機と試験技術が無いからである。これの対策は３．７．４に記す。

注

① 例は英語のみで書かれているが
説明書はアラビア語で書かれなければならない。

② 使用タイヤサイズと推奨空気圧を示した掲示を
車の運転者側ドアか中央柱に貼り付ける。
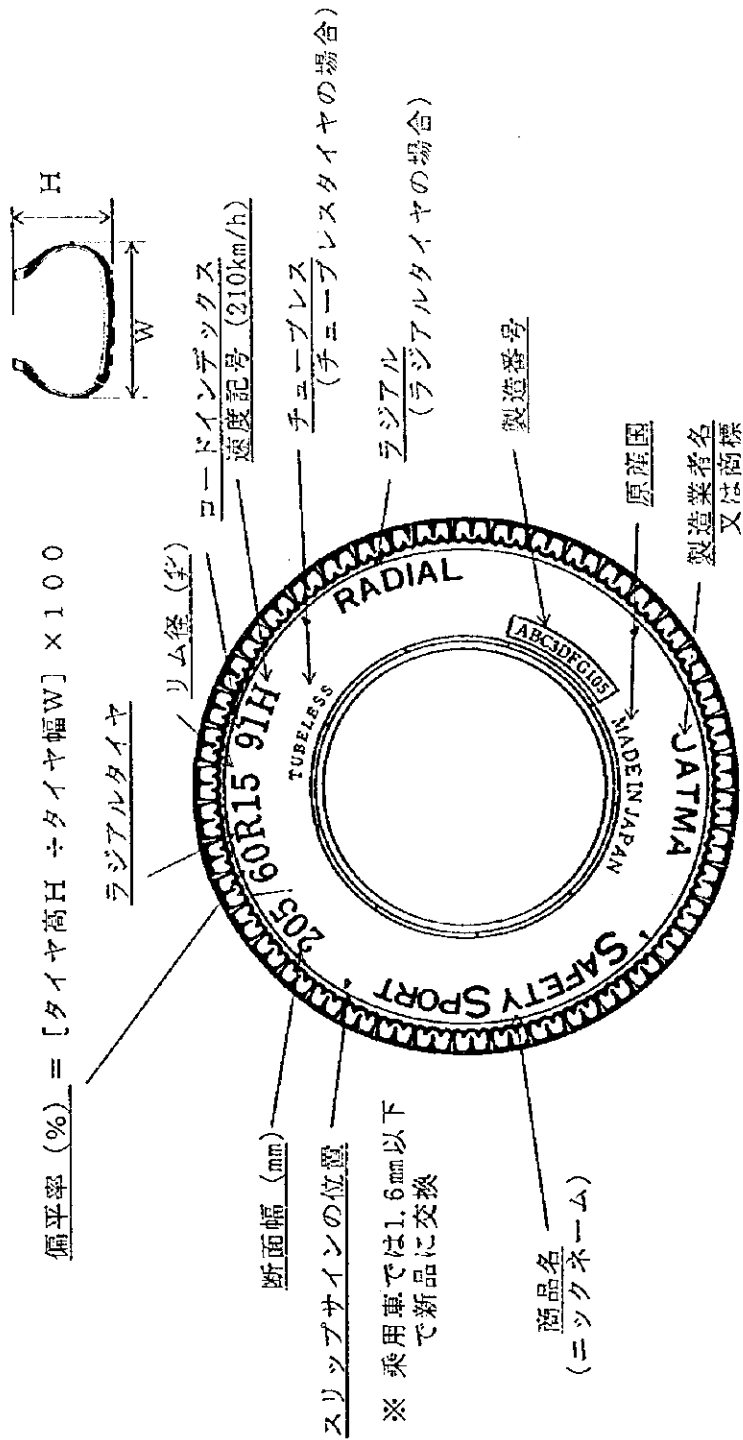
タイヤの掲示（例）

タイヤ 適正空気圧	kgf/cm² / PSI	×4		×5	
タイヤ寸法 : 205/60R15 91H	160 以上	2.4 (35)	2.6 (38)	2.7 (38)	3.5 (49)
	160 以下	2.1 (30)	2.2 (32)	2.1 (30)	2.3 (33)

図 2.6.2 -1 乗用車用ラジアルタイヤの使用説明書（カード）の例示

b) マーケット監視及び道路でのタイヤチェックからのトラブルタイヤの原因分析は Traffic Police とＳＡＳＯラボで増加する業務である。

タイヤが原因の交通事故の減少に対する総合的対策は 図 2.6.2-2に明記した。

包括的な対策は関連の省庁、組織間で綿密な協力を永続的に進めてこそより良い解決が導き出される。

法律や法規は小売商や消費者の義務を明白にする。

規格は良いタイヤの仕様やタイヤの適正な使用／保守の推進を明らかにする。

法律／規則／規格を充分に準備し、それに基づいて流通チャネルにおける管理、道路サイドタイヤチェック、小売市場の査察を定期的に実施すべきである。

消費者の事故や損害についての情報の分析は、如何にシステマティックに改善するか、如何に消費者を教育するか、どのような項目が教育のために重要かなどを明らかにしてくれる。
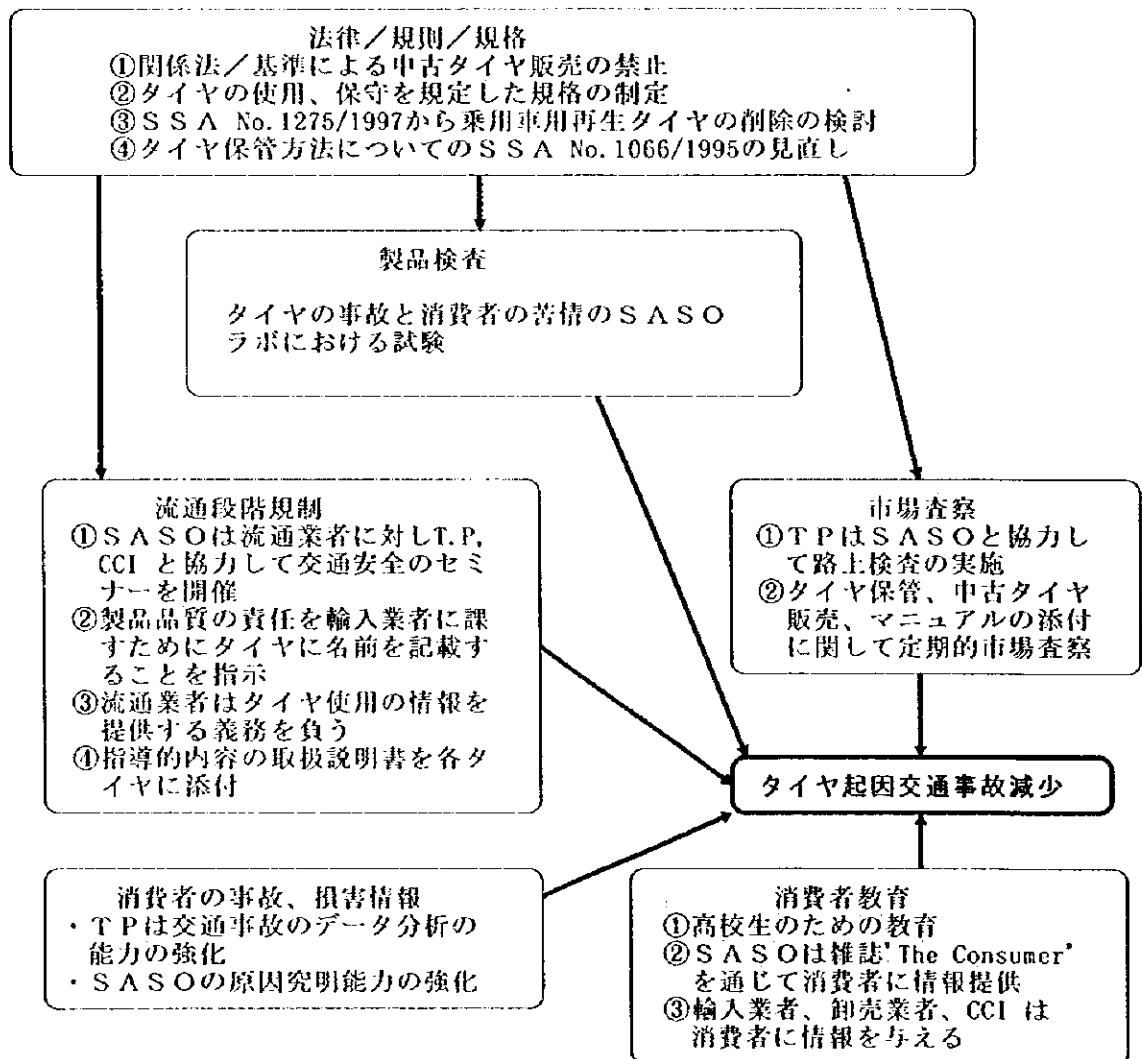
図 2.6.2-2 タイヤに関連する総合的な対策

主要な問題点とその解決策を表 2.6.2-1 に示す。

表 2.6.2 -1　タイヤに関する問題点と解決策

問　題　点	解　決　策
タイヤの選定と適切な使用法についての使用者の知識不足	a)販売業者への販売時の充分な説明の義務付け b)取扱説明書の個々のタイヤへの添付 c)タイヤの使用法と保守に関する総合的な教育
不適切なタイヤの使用が多くの交通事故を引き起こしている	a)路上検査の実施 b)消費者教育を通して意識高揚
特にサウディ・アラビアでは再生タイヤと中古タイヤの使用は自動車事故に結びつき易い	a)関連規格の改訂 b)中古タイヤ販売禁止の規定化と市場査察を通しての取締の実行

2．6．3 繊維製品

以下に示す全ての項目について法体系、規格の作成、充足及び検査体制の構築が必要である。また、消費者苦情収集制度については、サウディ・アラビアには消費者団体がなく、政府機関に消費者の声が届きにくいため消費者の声や、苦情情報を収集して法律、規格に反映させる体制の構築が必要である。そのためには、２．１ １）c)で調査団が提案している「消費者支援機関」が中心となって消費者保護を推進すべきである。更に、生地、製品を取り扱う輸入業者、販売業者など民間業者が消費者支援機関に消費者苦情情報提供などの協力を行う必要がある。これら収集した消費者苦情情報を用いて法律の制定、規格の作成に反映させるべきである。

品質の良い製品とは、繊維製品に限らず以下の３つの条件を満たしていなければならない。特にサウジ・アラビアにおいては、３つの条件を満たすことが重要である。

1. 適正な表示がされていること
2. 日常の使用に支障のない耐久性を備えていること
3. 安全であること

上記の条件を繊維製品に当てはめ、図 2.6.3-1に示す。
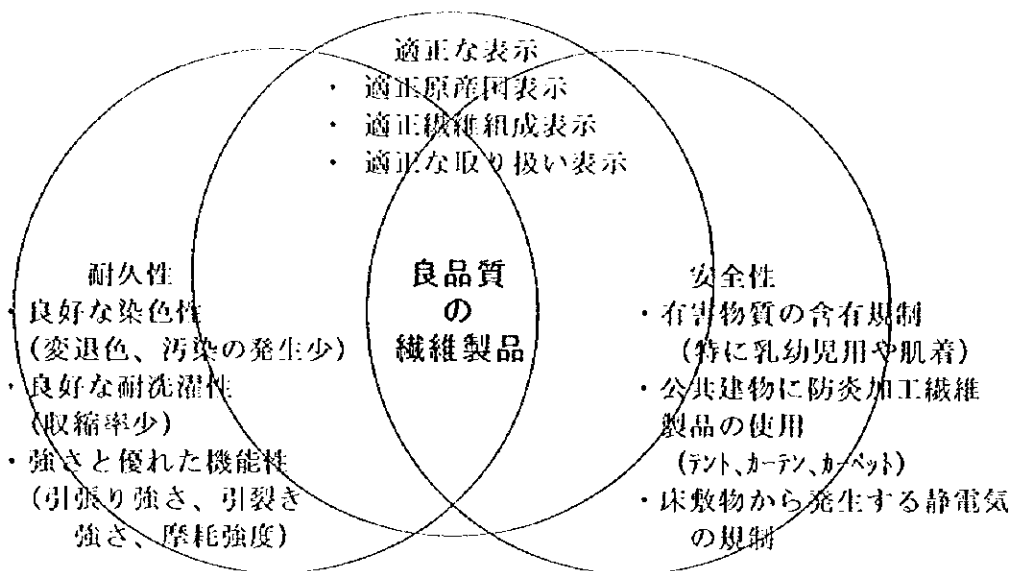
図 2.6.3-1　品質の良い繊維製品に求められる条件

1）不当表示及び表示不備

消費者の正当な利益を守るために表示事項は重要な事である。そのためには、まず組成、取扱い、原産国に対する必要要求事項や不当表示、表示不備に対する規格を制定する必要がある。それに伴いＭＯＣとＳＡＳＯが連動した市場査察システムを構築して表示に対する市場検査を行う。さらに、現在行われている税関での表示検査を強化すべきである。

なぜならば現状の問題点として不当表示の市場流通があげられる。輸入時の税関における検査は行われているが、輸入時の書類上の原産国、繊維組成名と実際に製品に付けられている表示が異なった製品が市場に流通してしまう場合もある。中には故意に偽った表示を仕入れ先に付けるように指示するモラルの低い輸入業者も存在するようである。しかし、消費者が購入時の動機付けや金額に対する価値を判断する手段である原産国や繊維組成の不当表示をなくさなければならない。また、取扱い表示は洗濯方法、塩素漂白の可否、アイロン温度、ドライクリーニング方法、乾燥方法などの項目における製品の適正な取扱い方法を消費者に理解してもらい取扱い不良を防ぐ上でも重要な表示である。そのためにも取扱い表示不備品を市場からなくさなければならない。

表示についての主な問題と解決策を表 2.6.3 -1に、衣料品の検査すべき表示の位置を図 2.6.3 -2に示す。

表 2.6.3 -1 表示についての問題と解決策

問 題 点	解 決 策
市場に不当表示品や表示不備品が氾濫している。特に絹製反物絹製衣料に多い。	1) ＳＡＳＯはＭＯＣと協力して表示に関する市場査察を実施する。(2.4.4 参照) 2) 絹製反物には原産国と繊維組成を表示させる。(SSA 784/1994 は見直し･･･3.3.5参照) 3) ＳＡＳＯは輸入業者、流通業者、国内製造業者に品質管理を実施させるために品質管理のセミナーを開催する。 4) 輸入業者は通関に際して繊維組成証明書を税関に提出する義務を負う。 5) 製品の品質に責任を持たせるため、輸入業者や国内製造業者に製品に企業の名称を表示させる義務を課せる。
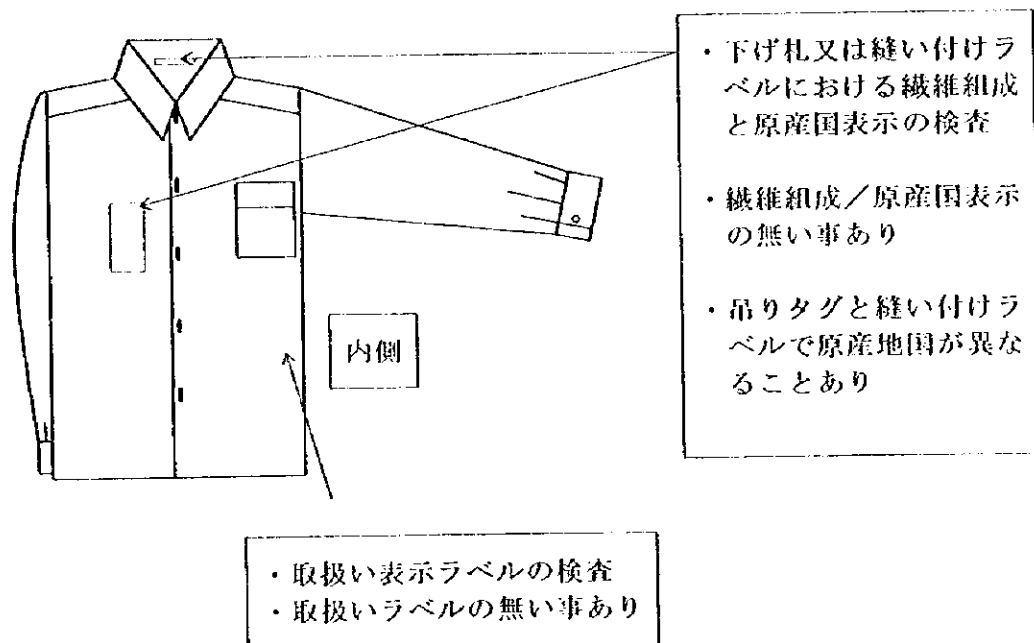
図 2.6.3 -2 検査すべき衣料品の表示位置

2) 品質管理

諸外国においては輸入業、製造業、販売店が表示、衣料品や生地について自主的に品質管理を行っているがサウディ・アラビアにおいてはまだ一般的ではない。しかしながら、訪問調査を実施したあるユニフォーム工場などは、自社基準を設け輸入先や仕入れ先に素材、付属品の染色堅牢度、分析、物性検査を必ず依頼する受け入検査システムを

導入して品質管理を行っている。したがって品質に関する苦情はあまり受けていないようである。このような企業を一例として他の企業への自主的品質管理の勧める企業教育が必要である。

自主的に品質管理を行う企業が増える事により、サウディ・アラビアにおける繊維業界のモラルを含めた意識や技術が向上し、市場に流通する商品の製品不良や不当表示品、表示不備品が減少し消費者保護につながるであろう。

品質管理についての主な問題と解決策を表 2.6.3 -2 に示す。

表 2.6.3 -2 品質管理についての問題と解決策

問　題　点	解　決　策
1) 変色や収縮に不満を持つ消費者がいる。	a) ＳＡＳＯはＭＯＣと協力して市場査察とＳＡＳＯラボによる試験を行う。 b) ＳＡＳＯは輸入業者、流通業者や国内製造業者に品質管理を実施させるために品質管理のセミナーを開催する。 c) 品質に対する責任を持たせるために製品に輸入業者や国内製造業者の名称を表示させる。 d) ＭＯＣは苦情受付窓口として情報収集の能力を強化しなければならない。ＳＡＳＯは原因究明の能力を強化しなければならない。必要であればＭＯＣは原因究明の結果を流通業者、輸入業者、国内製造業者に開示する。
2) 品質管理を実施する国内製造業者は価格競争力が低い。	ＭＯＣは消費者に対して商品知識や安価な製品は品質が悪いことが多いことを教え、ＳＡＳＯはセミナーや雑誌 "The Consumer "を通して消費者に情報を提供する

3）安全性

消費者保護において、消費者が正当な利益を得る権利と同等もしくはそれ以上に重要な事に消費者の安全を守る事がある。繊維製品においては下記の２項目があげられる。

a)　皮膚障害

現地調査では、消費者に身体的な危害を与える事例情報は得られなかったが日本のホルムアルデヒド規制を代表とする「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」やドイツの法律「家庭用殺虫剤及び衣料用繊維製品中の原料に関する新しい政令」 などに見られるような皮膚障害を誘発する有害物質の使用規制を定める法律を消費者の安全を守るために制定すべきである。それに伴い、特に肌が弱く有害物質から守る対象である乳児用や着用時に直接肌に触れる下着類などの規制対象

品目を法律に定めＳＳＡを対象品目ごとに制定する必要がある。

具体的には、ＭＯＨが罰則を含めた有害物質の規制法を定める。ＳＡＳＯはＭＯＨが制定した規制法にもとづき有害物質に関する規格ＳＳＡを制定し、消費者の安全を守るために試験、検査を行う必要がある。

b) 防炎性

まず Civil defense lawに防火対象建物と防炎対象品目を制定してＳＡＳＯがそれに基づき規格を制定すべきである。そのためには Civil Defense Law に日本における消防法のように「ホテル、病院その他、政令で定める防火対象建物において使用する防炎対象品目は政令で定める基準以上の防炎性能を有するものでなければならない。」と防火対象建物（ホテル、病院等）及び防炎対象品目（テント、カーテン等）を定めなければならない。

現在はテントに対する防炎性の規格（SSA645/1994）に基づき管理されているが徹底出来ていない。火災時の安全を確保するためにも病院、ホテルなど大勢の人が集まる場所には難燃特性のある繊維素材を使用すべきでありテントに限らずカーテン、絨毯等についてもＳＳＡの制定が必要である。

ＳＡＳＯによる検査の徹底方法としては、合格品には品質保証マークを与える型式検査の導入を行う事があげられる。

安全性についての主な問題と解決策を表 2.6.3 -3 に示す。

表 2.6.3 -3安全性についての問題と解決策

問　題　点	解　決　策
1) 有害物質に関する規制法やＳＳＡは無い。	ＭＯＨは有害物質に関する規制法を制定する。ＳＡＳＯは幼児や肌着の有害物質に関する規格（ＳＳＡ）を作成する。
2) 防炎性 a) Civil Defense Law には防火対象物及び防火対象品目は定められていない。 b) 防炎性に関するＳＳＡは不十分である。 c) 市場には防炎性を詐称したテント用生地が流通している。	a) 防炎性に関する Civil Defense Law の完成。 b) ＳＡＳＯはテントのほかカーテン、絨毯、敷物に対する防炎性の基準を制定する。 c) 防炎性を偽った危険な製品を駆逐するために型式認証システムを導入する。

次ページ 図 2.6.3 -3 は関連省庁間の協力を基に繊維製品に関する問題を解決し、その品質を保持するための全般的な活動を示している。
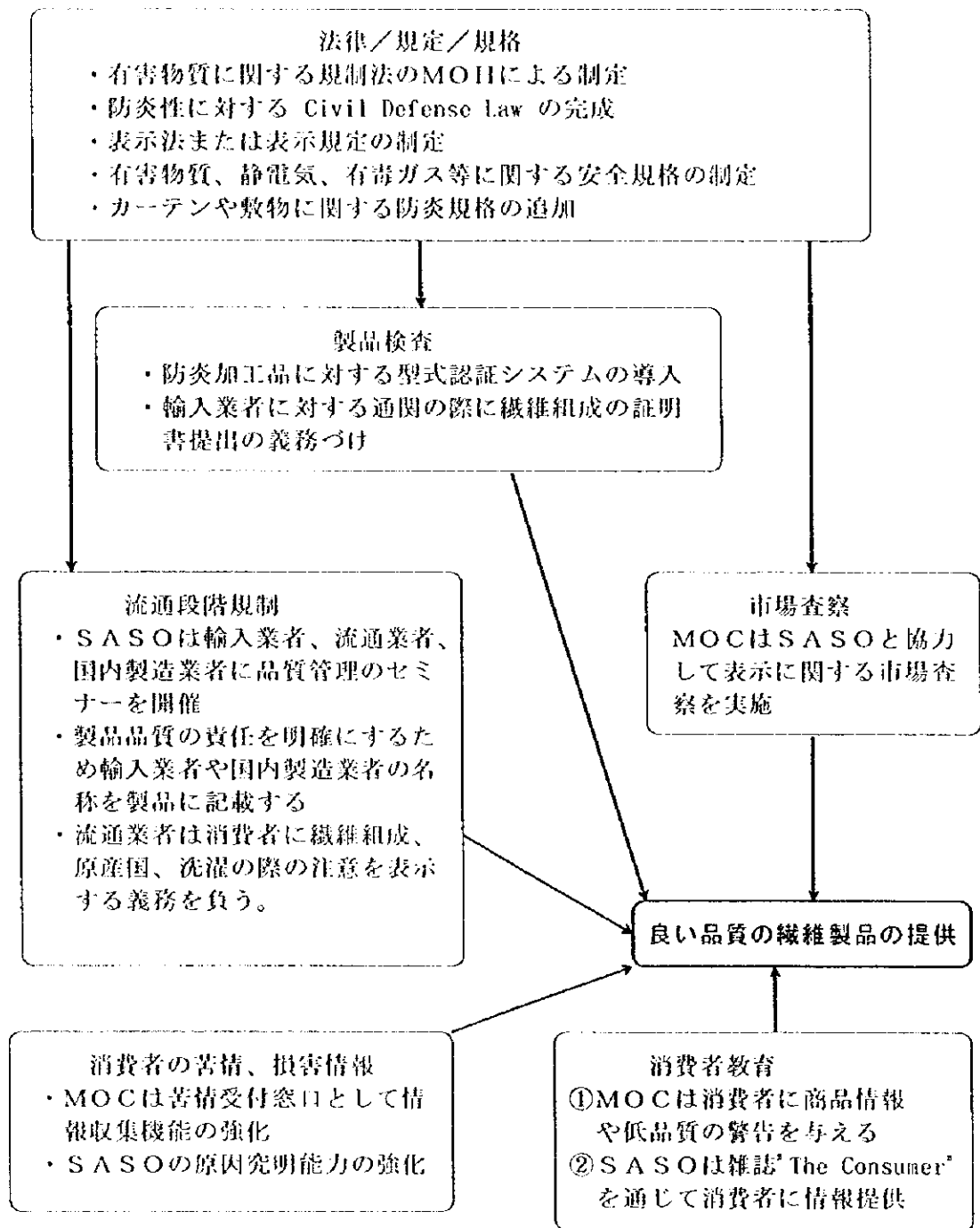
図 2.6.3 -3　繊維製品に関する全般的な協力活動